

# Deloitte.

デロイトトーマツ



## 児童労働撤廃に向けた国際通商ルールと 児童労働白書のご紹介

デロイトトーマツグループ 小野美和

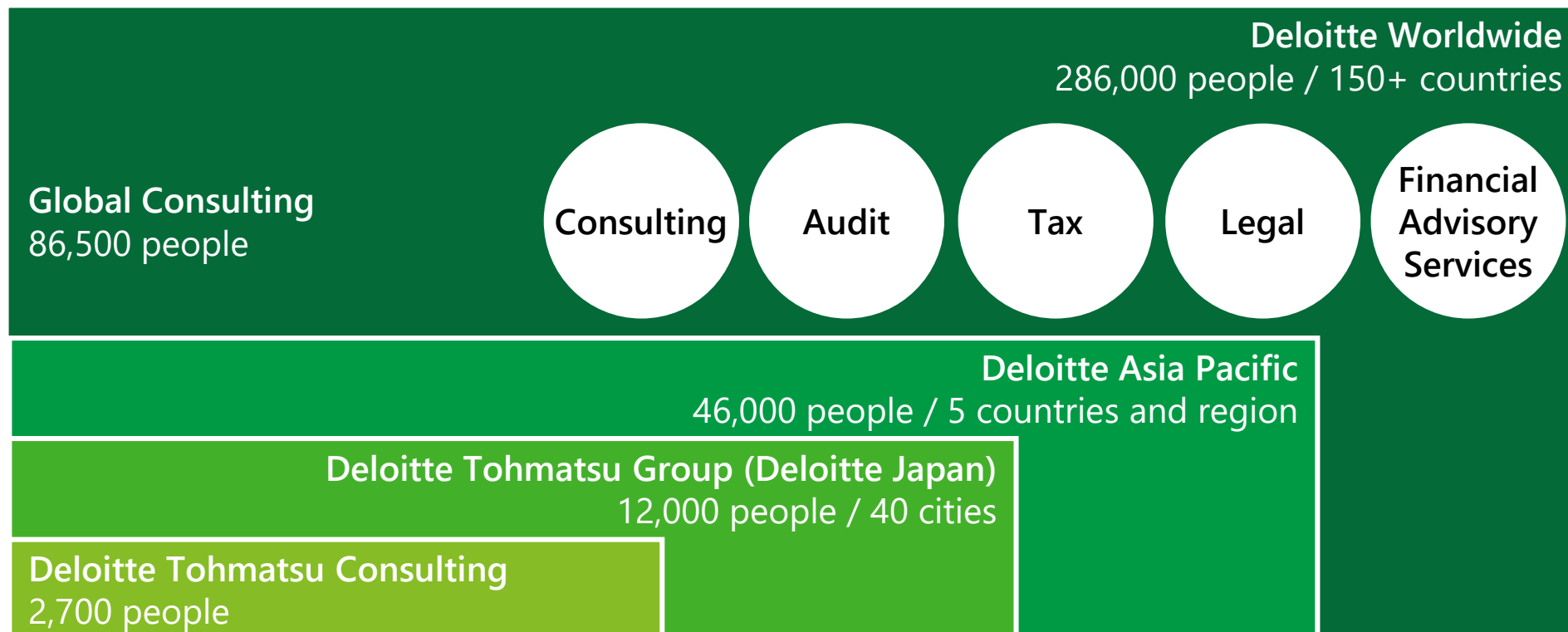
2020年12月21日

# デロイト トーマツ コンサルティングのご紹介

# 未来を創るビジネスを、全世界150カ国に28万6千人を超えるエキスパートと推進

## グローバルネットワーク

デロイト トーマツ コンサルティングは、デロイトの一員として日本のコンサルティングサービスを担い、提言と戦略立案から実行まで一貫して支援するファームです。クライアントの持続的で確実な成長を支援するコンサルティングサービスはもちろん、社会課題の解決と新産業創造でクライアントと社会全体を支援します。



# 100年先に続くバリューを、日本から。

課題の解決だけが私たちのゴールではありません。

日本、そして世界を取り巻く環境が目まぐるしく変化する今日、成長を続けると同時に、持続可能な社会の創造とその発展に貢献していくことが、これからのビジネスに求められている価値観であると考えます。

次世代のために、その先にある未来のために、クライアントとともにバリューを創り出し、世界へと届ける。

それは新しいビジネスの“イミ”の探求、新しいビジネスの“カタチ”の創造でもあります。

デロイト トーマツ コンサルティングはクライアントと共に日本を、世界を進化させ続けます。

## 「from Business to Sustainable Society」とは

成長にはビジネスにおける成功や果実が必要不可欠だ。しかし、今やそれだけでは立ち行かなくなっている。ビジネスの枠を越えて、持続可能な社会の構築そのものへの貢献も求められている。

その考えに基づき、私たちがこれまで掲げてきたスローガン、「日本のビジネスに、新しい力を。」を進化させました。

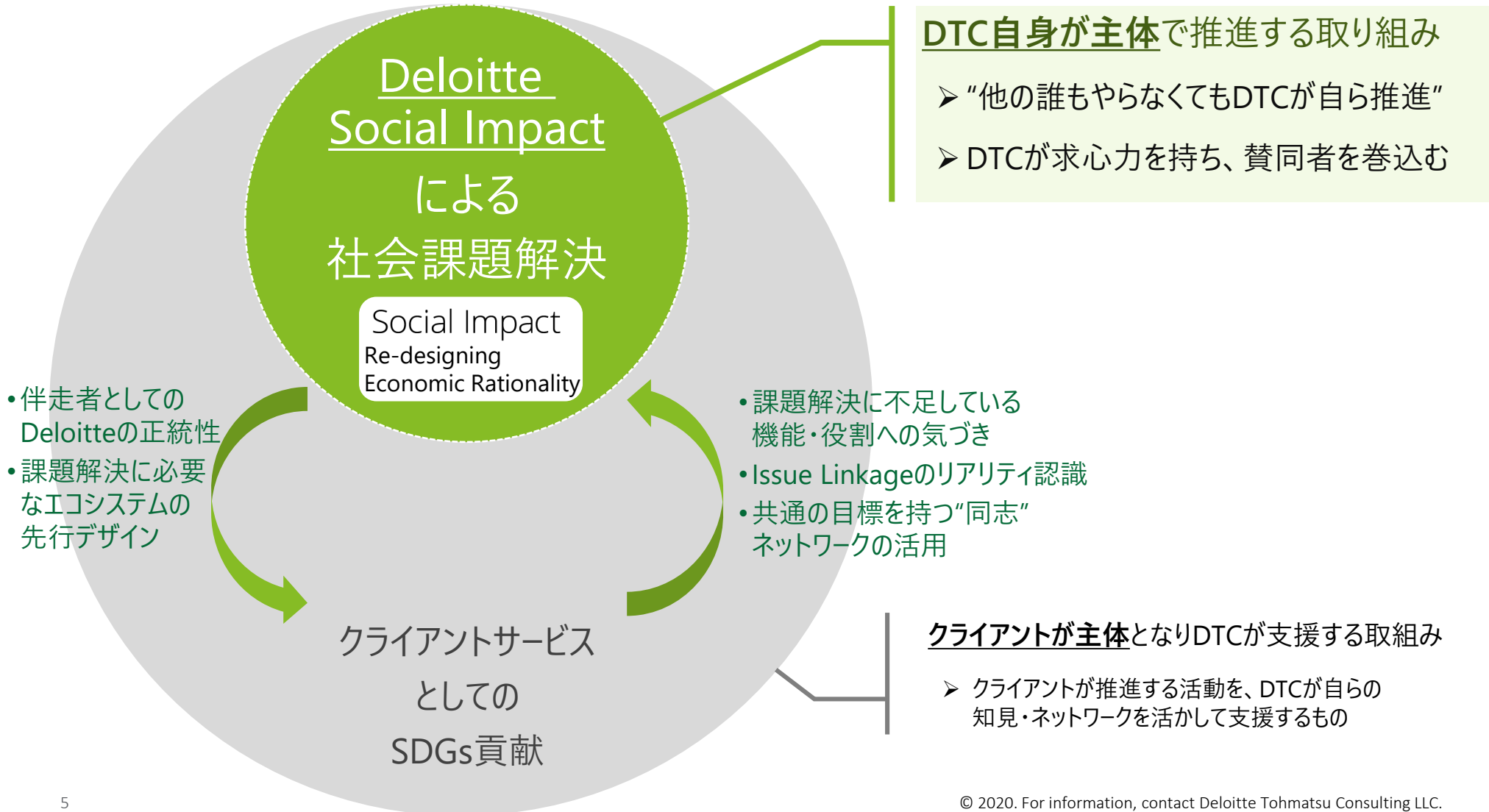
私たち自身も、クライアントへのサービスという従来からのビジネスの枠に留まらず、社会全体に、専門性と知見そして洞察をもって、提言し行動するプロフェッショナルファームに進化-Transmute-する。

“from Business to Sustainable Society”にはそんな思いを込めています。

from  
Business  
to   
Sustainable  
Society

# DTCのSocial Impactは、社会課題解決に向けて「DTC自身が主体となって推進」する取り組みを展開

## Social Impactの位置付けと取り組み対象範囲



# ビジネスセクターが担うSDGs貢献の究極は「経済合理性のリ・デザイン」

## Deloitte Social Impact 活動コンセプト

Social Impact

経済合理性のリ・デザイン

「社会課題を生まない」  
新たな経済合理性

「社会課題を解決する」  
新たな経済合理性

### ゴール

「社会課題を生むこと」を  
ビジネスの「コストアップ」にする

「社会課題の解決」を  
「儲けながら」進める

### 主なアプローチ

ルール形成



ビジネスモデル  
イノベーション



# 児童労働撤廃に向けた国際通商ルールのご提案

# 現在も世界の子どもの10人に1人が児童労働に従事。既存の取組みだけでは、SDGsの目標である「2025年に児童労働をゼロに」は達成困難

## 世界における児童労働の現状

児童労働とは、

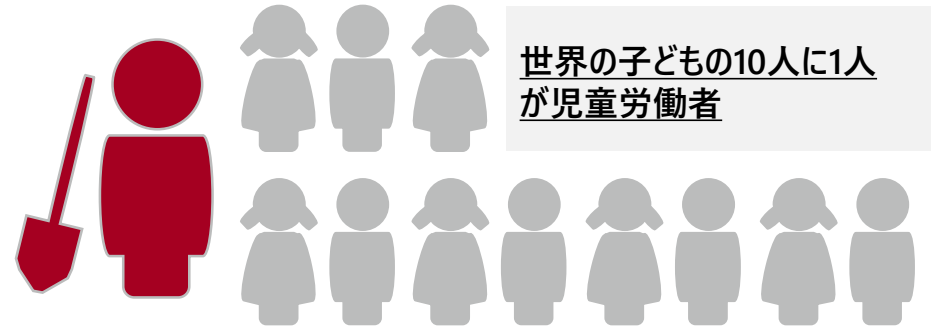
- ・15歳未満の義務教育を妨げる労働
- ・18歳未満の危険有害労働

### 児童労働の特徴

- ・教育の享受を妨げる
- ・健康的な発育を妨げる
- ・有害で危険
- ・子どもを搾取

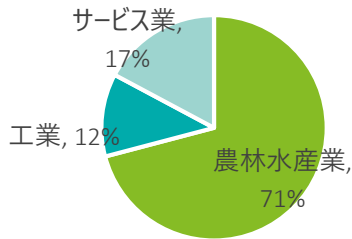
### 児童労働が発生している製品・サービスなど（例）

- |        |           |           |
|--------|-----------|-----------|
| ・ カカオ  | ・ 魚・エビ    | ・ 路上での物売り |
| ・ 砂糖   | ・ 金       | ・ 電気製品の解体 |
| ・ コーヒー | ・ コバルト    | ・ 買春・ポルノ  |
| ・ タバコ  | ・ レンガ     | ・ 麻薬の売買   |
| ・ コットン | ・ サッカーボール | ・ 子ども兵    |

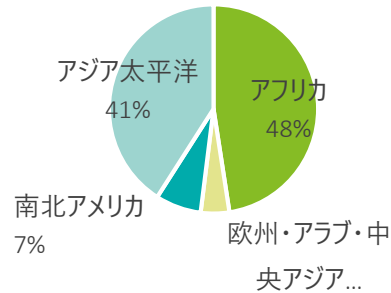


- ✓ 児童労働に従事する子どもが世界で1億5,200万人
- ✓ その内7,300万人は、子ども兵士等の含む危険・有害労働に従事

児童労働の産業別割合 (2016)

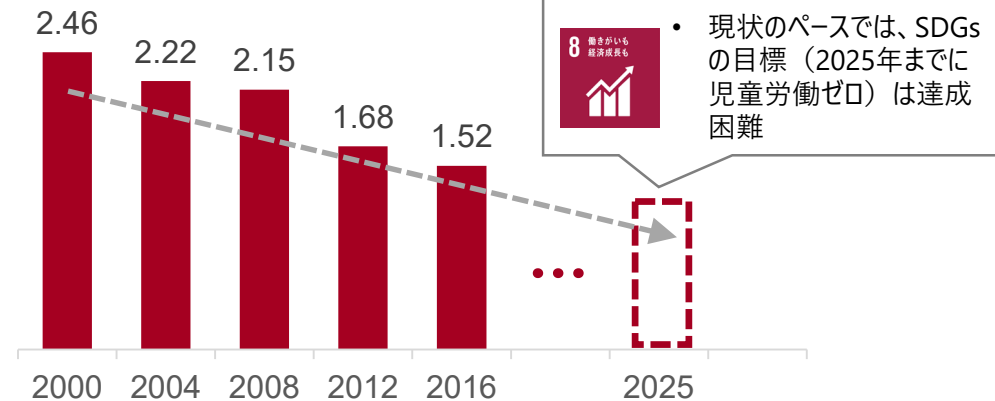


児童労働の地域別割合 (2016)



出所：ILO (2017) Global estimates of child labour: Results and trends, 2012-2016

世界で児童労働に従事する子どもの数（億人）





# Child Labor Free Zone制度は、社会環境の整備により、児童労働のない地域をつくり、認証していく取り組み。

## 『Child Labor Free Zone (CLFZ)』とは？

### Child Labor Free Zone

“児童労働のない地域”

児童労働が起きないエコシステムが構築された地域



全ての子どもが  
教育を享受

#### 子どもが教育を受けられる社会環境の構築



■ 教育環境の整備



■ 地域コミュニティによる子ども保護活動

■ Child-friendlyな社会規範



ACE

—児童労働のない未来へ—

認定NPO法人 ACE

- 1997年設立。インドとガーナで子どもを支援。日本で市民や政府、企業に働きかけ、ソーシャルビジネスなどを通じて、児童労働の撤廃と予防に取り組む国際協力NGO

### 制度設立の取り組みの流れ

児童労働防止の  
支援プロジェクト  
(2009年～)

#### ■ ACEによるガーナのカカオ生産地で児童労働をなくす活動の実施

- 子どもの保護・教育支援、貧困家庭の収入向上支援、地域の能力開発等を実施
- 8村でプロジェクトを完了し、同地域は「児童労働のない地域」となっている

政府と連携した  
CLFZ制度設立  
(現在)

#### ■ ガーナ政府と連携し、CLFZ制度の認定ガイドラインを検討

- ガーナ雇用労働省、ガーナ現地NGOを交えた会議の実施
- CLFZ認定のガイドラインの作成

CLFZ制度による  
児童労働防止  
の推進  
(今後)

#### ■ CLFZ制度による児童労働の取組みの可視化・促進


- ガーナにおいて、CLFZ制度により児童労働のない地域を審査・認定
- 児童労働への取組み状況が可視化され、全国的な児童労働への取組みを促進



# Deloitteは、2018年の全国ステークホルダー会議以降の各活動のスポンサーとなり、また、CLFZ制度設計に関するアドバイザー支援も実施

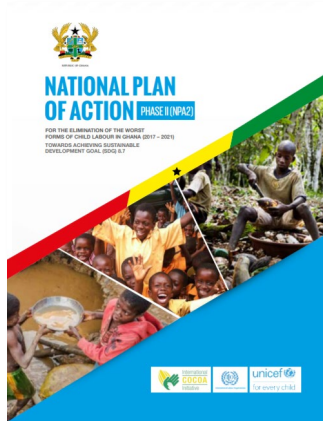
## ガーナにおけるCLFZの認証制度の設立

第1回ナショナルステークホルダー  
ダイアログ（全国関係者会議）  
（2018年11月29日）（於ガーナクマシ）

-  ガーナ雇用労働省（MELR）
-  ガーナ農業労働者組合（GAWU）
-  NGO「ACE」
-  NGO「CRADA」
-  Deloitte（DTC）



DTCメンバーも参加した会合の様子



Deloitte は制度設計のアドバイザーを実施

# 2020年3月にガーナ雇用労働省のもと、 CLFZ（児童労働のない地域）認証制度のガイドラインが正式ローンチ

## CLFZガイドラインの正式ローンチ（2020年3月）

- CLFZ認証制度のガイドラインがガーナ政府に正式承認され、今後制度の実運用が開始
  - ガイドライン策定には、ガーナ雇用労働省、ILO、現地NGO、日系NGOのACE、Deloitte等が関与（Technical Working Group）
  - ロンチイベントが2020年3月にクワベナアクワ村で開催され、雇用労働大臣もスピーチで祝福

### CLFZ認証制度のガイドライン



### ローンチイベントの様子



▲ガーナ雇用労働大臣



▲ガーナ クワベナアクワ村の子どもたち

### 現地メディアによる報道



Source: Ghana Web 2020/1/30



Source: GhanaNews Agency 2020/3/11

# ルール形成を通じてChild Labor Free Zone製品の関税を無税化し、 “児童労働しない方が儲かる”好循環の実現を目指す

## 児童労働の廃絶に向けた国際通商ルール形成

「良いもの」の定義をつくり  
(Definition)

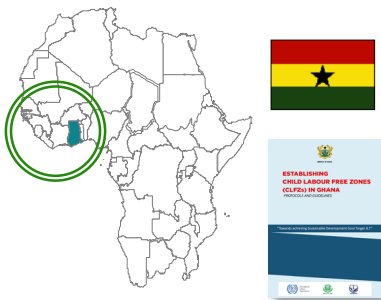
普及させ  
(Standardization)

「経済合理性」を与える  
(Preferential Treatment)

CLFZ製品の  
WTO関税撤廃

CLFZの  
国際規格化or国際条約化

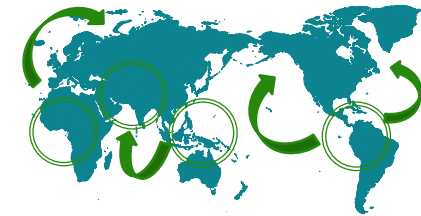
ガーナにおける  
CLFZ認定制度の確立



ガーナにおいてCLFZ認定制度を確立し、ガーナ国内にCLFZを多数設立



CLFZに関する国際ルールを策定し、世界中にCLFZを設立



CLFZ産品をWTO関税撤廃（関税ゼロ化）し、  
児童労働によらない産品の取引拡大

対象産品の例



カカオ



魚

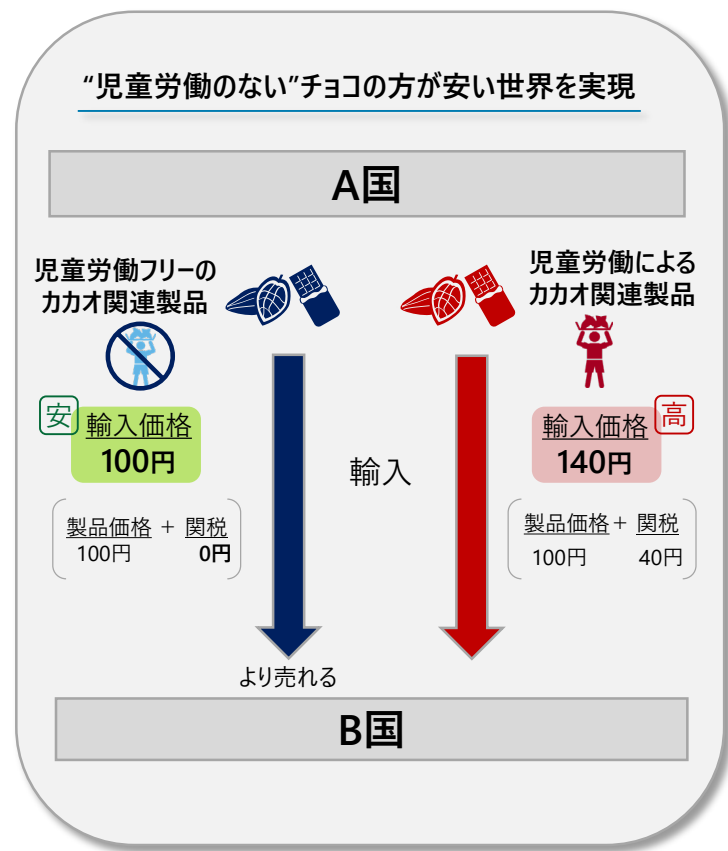
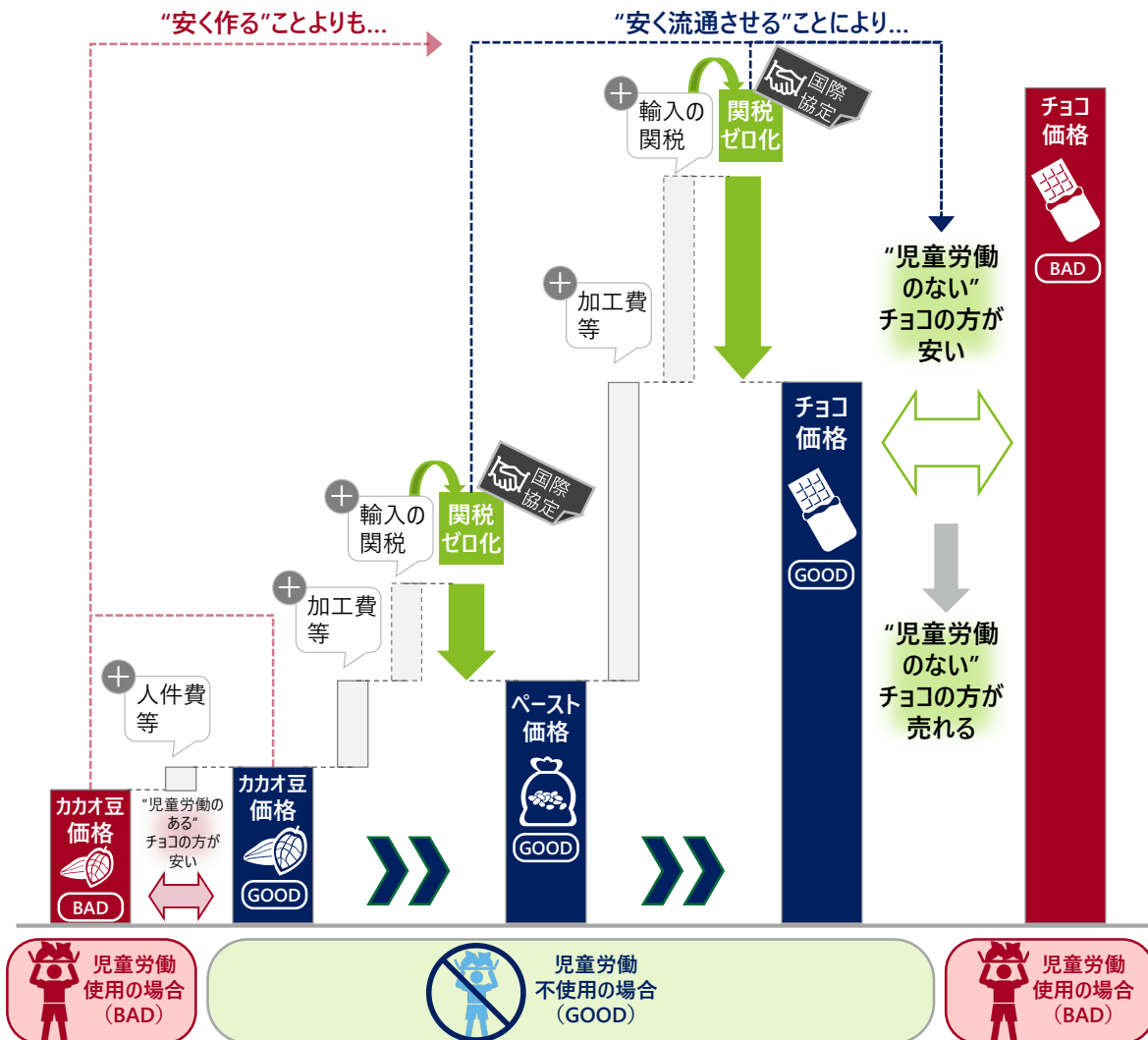


コバルト

児童労働しないほうが  
「儲かる」好循環の実現

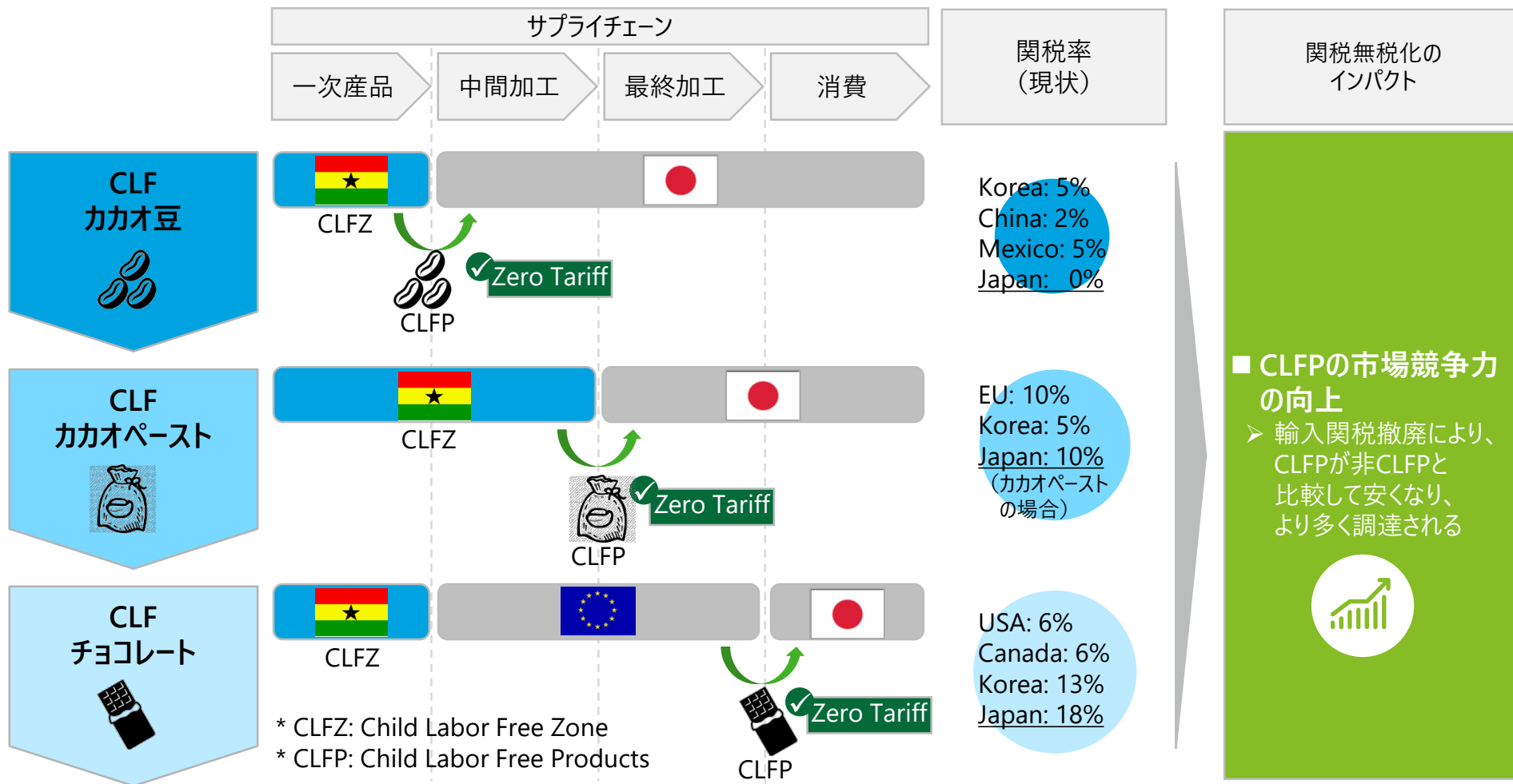
# 「関税撤廃」による流通プロセス上の「経済合理性」の变革で、 児童労働のない製品の方が「安く行き渡る」仕組みを構築

## 児童労働フリー製品の「関税撤廃」の効果



# 【参考】チョコレートをはじめとしてカカオ関連製品の一部には高い関税率が設定されているため、関税撤廃の効果が大きい

## カカオ製品別の輸入関税



**児童労働の撤廃**

# 既存制度では2025年までの児童労働撤廃が間に合わないことが予測される中、「関税」の活用は、市場を大きく変えて課題を解決する可能性を持つ

## 何故、児童労働撤廃にあたり、「関税」を活用するのか？

### 理由1 既存制度の限界

「高価だが社会に良いもの」の市場拡大の遅さ

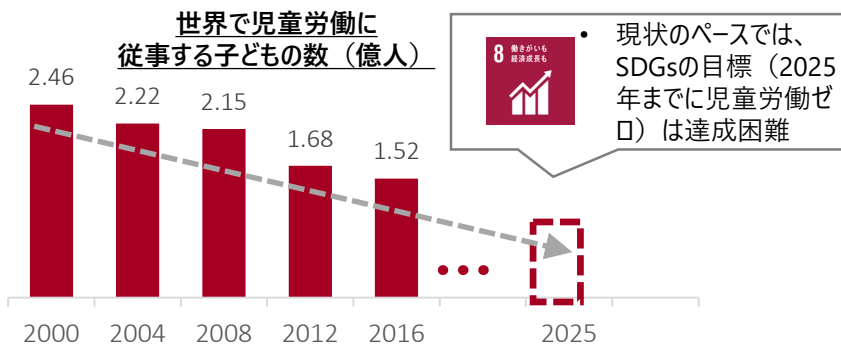
- 既存のイシカル消費の仕組みでは、消費者・企業の意識向上に時間がかかり市場拡大が進まず、児童労働撤廃が遅れる

イシカル消費の市場規模の小ささ

- 国際フェアトレード認証製品の市場規模：約9470億円（世界・2016年）  
約114億円（日本・2016年）

消費者の意識の低さ

- フェアトレード認知度：6.3%（日本・2015年）



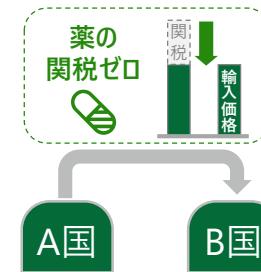
### 理由2 関税制度の可能性

人・社会のための製品の普及を促した関税制度が存在

- 関税撤廃により、モノの価格は大きく変わり、市場変革が可能。実際、開発途上国への配慮等を目的に、医薬品やIT製品の関税は一部撤廃済み

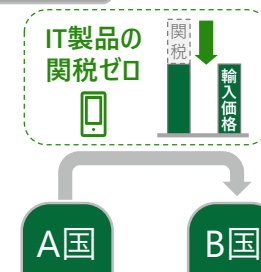
#### 医療品関税の撤廃

概要	・ 医薬品および医薬品中間体の関税撤廃
目的	・ 人々が安価な医薬品を入手可能とすること & 薬の開発促進を目的とする
効果	・ 約1万品目の関税がゼロとされており、年間約2億米ドルの節税効果



#### 情報技術協定 (Information Technology Agreement, ITA)

概要	・ コンピューター、医療機器等IT関連製品の関税撤廃
目的	・ 人々がIT製品を安価に入手可能とすることによるIT技術の普及促進を目的とする
効果	・ 358品目の関税がゼロとされており、年間約1兆3,000億米ドルの節税効果



児童労働フリー製品の関税撤廃により、「社会に良いもの」を安くし、消費者や企業の意識向上を待たずに、イシカル消費市場を拡大して児童労働を撤廃





# ガーナのCLFZガイドライン及び関税制度等を参考としつつ、 Child Labor Free Zone及びChild Labor Free Productの定義を定める

## ベーシックな論点と仮説

論点	仮説
1 Child Labor Free の定義は？	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 児童労働を日常的に監視・予防し、問題が起きた時に、コミュニティの住民が解決できるシステムが機能している状態<ul style="list-style-type: none"><li>➢ ACEの基準をもとに設定。</li><li>➢ 詳細要件はガーナのガイドラインを参考に検討（次頁参照）</li></ul></li></ul>
2 Zoneの単位は？	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 行政単位に限らない、一定の地域<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 貿易関連の地域の定義は行政単位としないケースが一般的であるため、行政単位に限らない（ただし、国によって行政単位が適している場合は行政単位を適用可能とする）</li></ul></li></ul>
3 Zoneの所在国は？	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 開発途上国に限る<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 既に児童労働が起きていない先進国のカカオが、関税撤廃されて価格優位性を持つことは、児童労働を減らす目的に反するため、先進国は除外する</li></ul></li></ul>
4 Child Labor Free Productの定義は？	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 児童労働の発生しやすい全ての工程がCLFZで実施された商品、及び同CLFZ産の原料を一定割合以上使用して製造された商品<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 「児童労働の発生しやすい工程」は、製品ごとに別途指定（カカオの場合は「生産」工程を指定）</li><li>➢ カカオの（一部の）加工過程もCLFZ（途上国）で実施することを条件化した場合、加工を開発途上国で実施することにより、開発途上国の加工産業の発達・経済発展を促せる。ただし、「児童労働の撤廃」という目的には直結せず、目的がぶれるため、生産工程に限定</li></ul></li></ul>
5 対象となる商品は？	<ul style="list-style-type: none"><li>■ カカオ関連製品に絞って検討後、他の児童労働が深刻な商品（コットン等）への拡大を検討<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 将来的には、児童労働に限らない人権問題に幅を広げ、「Human Rights Product」</li></ul></li></ul>

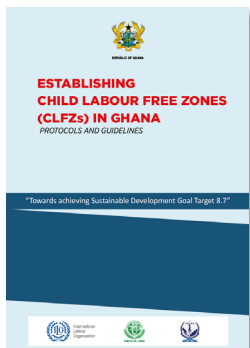
# 【参考】Child Labor Free（児童労働を日常的に監視・予防し、問題が起きた時に、コミュニティの住民が解決できるシステムが機能している状態）の条件を詳細策定する必要

**1** Child Labor Free  
の定義は？

## CLFZの認証基準（ガーナのCLFZ制度ガイドラインより）

No	Main Indicator
A	Effective Awareness Raising and advocacy
B	Functional Community-level Bye-laws
C	Functional Child Labour Monitoring System (CLMS)
D	Efficient Referral, Remediation and Support for affected children & Parents/Guardians
E	Conducive Teaching and Learning Environment
F	Supportive District-level Structures

No	Sub Indicator
C1	Community Registers Developed for all Communities and updated regularly
C2	Functional Community Child Protection Committee (CCPC) exists
C3	Functional SMC/PTA exists
C4	Vibrant/Functional School Monitoring Team (SMT) exists
C5	Vibrant/Functional Workplace Monitoring Team (WMT) exists
C6	Capacities of Relevant Stakeholders (CCPC, SMT, WMT) developed
C7	CAPs has been developed by CCPC and operational
C8	The assembly has copies of the CAP



➤ ガーナのCLFZ制度ガイドラインより抜粋

# 【参考】特定の地域の関税を撤廃する既存のルールでは、地域の定義を行政単位（X市等）に限らずにGeographicalに定義することが一般的

「区域」を定める通商ルールの例

2 Zoneの単位は？

## 自由貿易地域（Free Trade Zone）の国内法 （例：シンガポール）

Free Trade Zone Act

.....

**自由貿易圏の宣言と権限の任命**

3 - (1) 大臣は、**Notification**での通知により、シンガポールの任意の地域を自由貿易地域と宣言することができ、そのような通知はすべて、その自由貿易地域の制限を定義するものとします。

(2) 大臣は、政府または会社の法定機関または部門を、サブセクション（1）に基づいて宣言された自由貿易圏を管理、維持、運営する権限として任命することができます

### Notification

#### Free Trade Zones (Declared Areas) Notification

引用

1. この通知は、Free Trade Zones (Declared Areas) 通知として引用される場合があります。

**自由貿易圏**

2. これにより、第1スケジュールに定められた地域は自由貿易地域であると宣言されます。

最初のスケジュール

(1) タンジョンパガターミナルおよびケッペルターミナル  
約1,809,270平方メートルの面積を含み、Telok Blangah Road、Keppel Road、East Coast Parkway、East Lagoon、Keppel Harbourに囲まれた「TANJONG PAGAR TERMINALおよびKEPPEL TERMINAL - フリートレードゾーン」が占めるすべてのエリア。

境界は、前述の「タンジョンパガターミナルおよびケッペルターミナル-フリートレードゾーン」の最西端で始まり、ポイントの座標はシンガポール土地局SVY 21データムの北27,288.561メートルおよび東26,954.409メートルであり、およそ次のとおりです。：

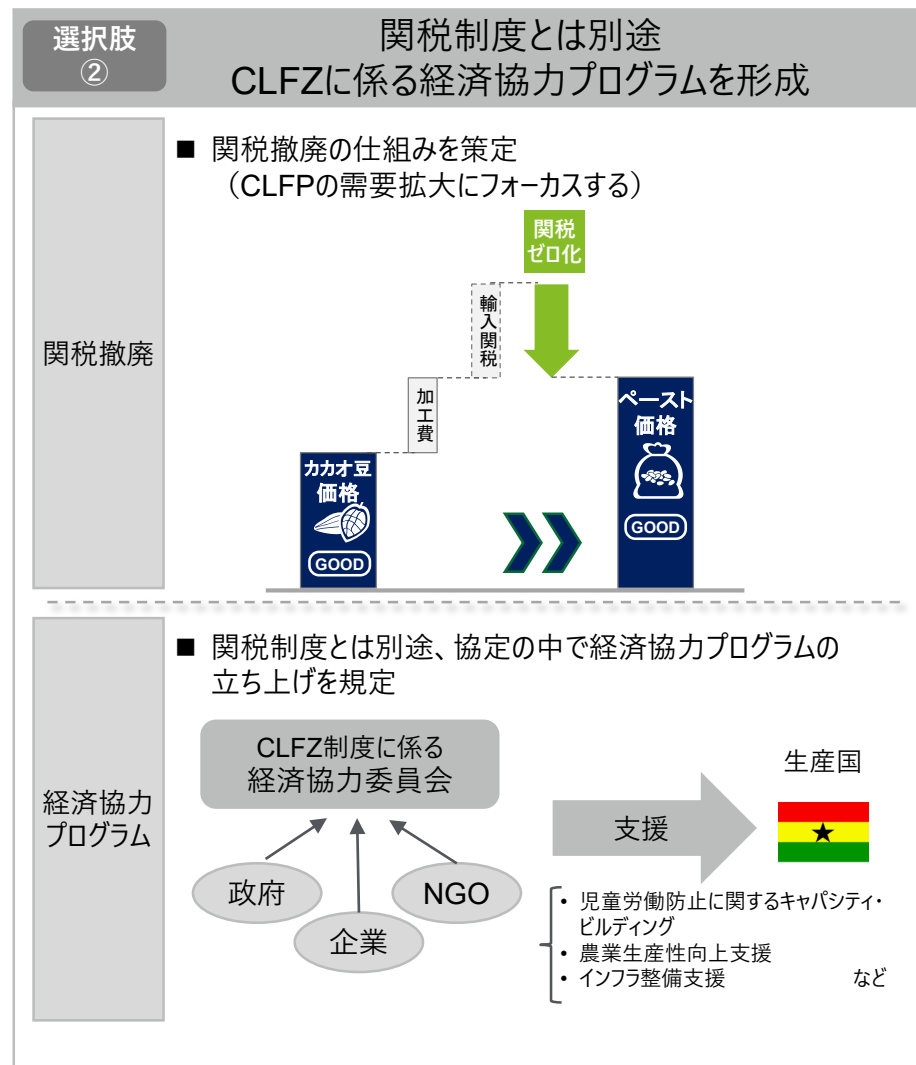
北へ	東部
27,288.561	26,954.409
27,315.175	26,954.984
27,318.082	26,954.964
27,337.162	26,963.051
27,351.153	26,965.498
27,358.912	26,970.195
27,361.688	26,971.963
27,372.455	26,981.430
27,373.654	26,983.049
27,377.914	26,981.702
27,378.740	26,981.327
27,381.150	26,981.504
27,383.022	26,985.973
27,379.215	26,987.591
27,379.415	26,988.301

✓ Zoneの範囲を、緯度/経度と類似の概念で地理的に定義

(参考) Free Trade Zone（自由貿易地域）とは、投資や貿易の拡大などの政策的な観点から、輸出入貨物に関税を課さないなど、税法上の優遇を受けている地域のこと。

# 生産者への還元の仕組みとしては、2つの方法が考えられるが、 関税制度とは別に、CLFZ設立の支援の制度を形成する方法が現実的か

## 生産者への還元の仕組み



# 「児童労働白書 2020 –ビジネスと児童労働–」のご紹介

# 児童労働に関する企業向けのレポートを発行

## 「児童労働白書 2020 –ビジネスと児童労働–」



児童労働の実態や各アクターの取組み状況、  
ビジネスとの関わり等を包括的にまとめた  
日本初のレポート

発行日

・2020年12月10日

発行元

- ・デロイトトーマツコンサルティング
- ・オウルズコンサルティンググループ
- ・認定NPO法人ACE

[「児童労働白書2020  
–ビジネスと児童労働–」ページ](#)  
よりダウンロード可能



# 児童労働の実態、児童労働撤廃に向けた取り組み、ビジネスと児童労働について体系的に掲載

## 「児童労働白書 2020」目次

### 第1章 国際的な児童労働の実態

#### 第1節 児童労働の概観

#### 第2節 産品別の児童労働の実態

(コーヒー、カカオ、砂糖、パーム油、タバコ、コットン、金、コバルト、魚介類)

#### 第3節 先進国における児童労働 (欧米および日本における児童労働)

#### 第4節 新型コロナウイルス感染拡大の児童労働への影響

### 第2章 児童労働撤廃に向けた取り組み

#### 第1節 国際機関による取り組み

#### 第2節 各国政府による取り組み (先進国/途上国政府)

#### 第3節 NPO・NGO等による取り組み

### 第3章 ビジネスと児童労働

#### 第1節 ビジネスと人権に関する議論の潮流

#### 第2節 児童労働によるビジネスへの負の影響

#### 第3節 企業による児童労働撤廃への取り組み

#### 第4節 ビジネスと児童労働に関する課題と展望

### Appendix

- i. 近年の世界の児童労働関連 調査・レポート一覧
- ii. 児童労働撤廃に取り組むNPO・NGO一覧 (国内)
- iii. 児童労働撤廃に取り組むNPO・NGO一覧 (海外)

## 問い

---

児童労働とは何か？

児童労働はどこで・どれくらい発生しているのか？

各産品でどのように児童労働が起き、  
業界内でどのように問題提起されてきたのか？

コロナは児童労働にどう影響しているのか？

児童労働撤廃に向けて、誰が何をしているか？  
(国際機関／政府／NPO)

世界の潮流はどうなっているか？

企業にとって児童労働問題はなぜ重要か？

企業は何をするべきか？

企業はどのようなNPOと連携できるか？

## 第1章

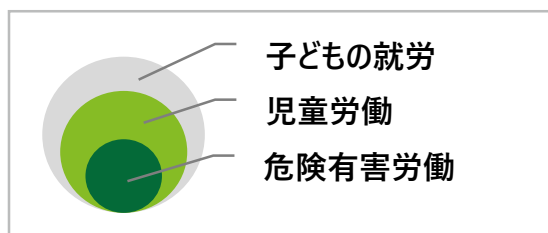
# 国際的な児童労働の実態



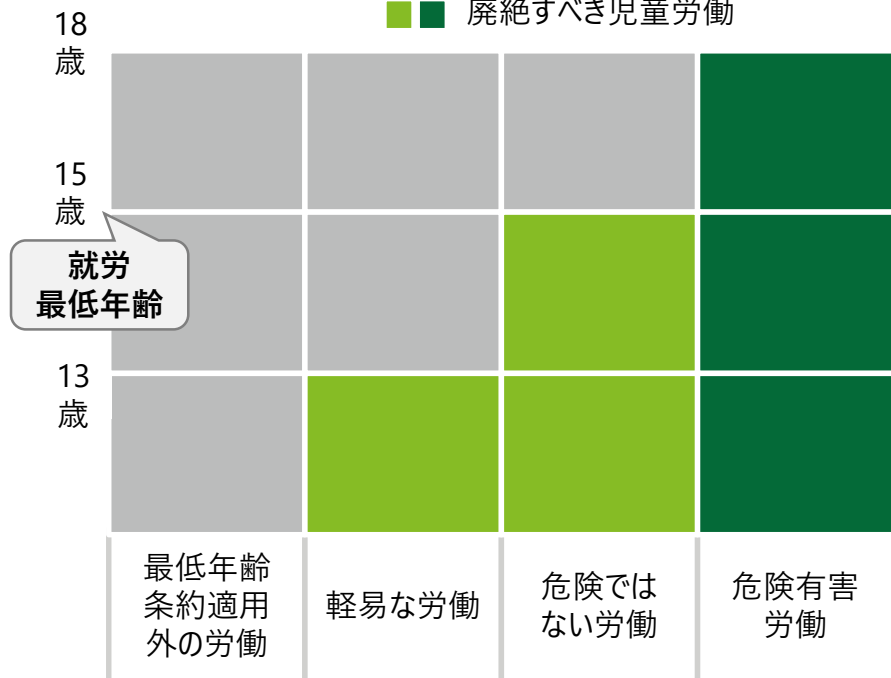


# 「15歳未満の労働および18歳未満の子どもによる危険有害労働」を 児童労働とよび、世界の子ども10人に1人が該当

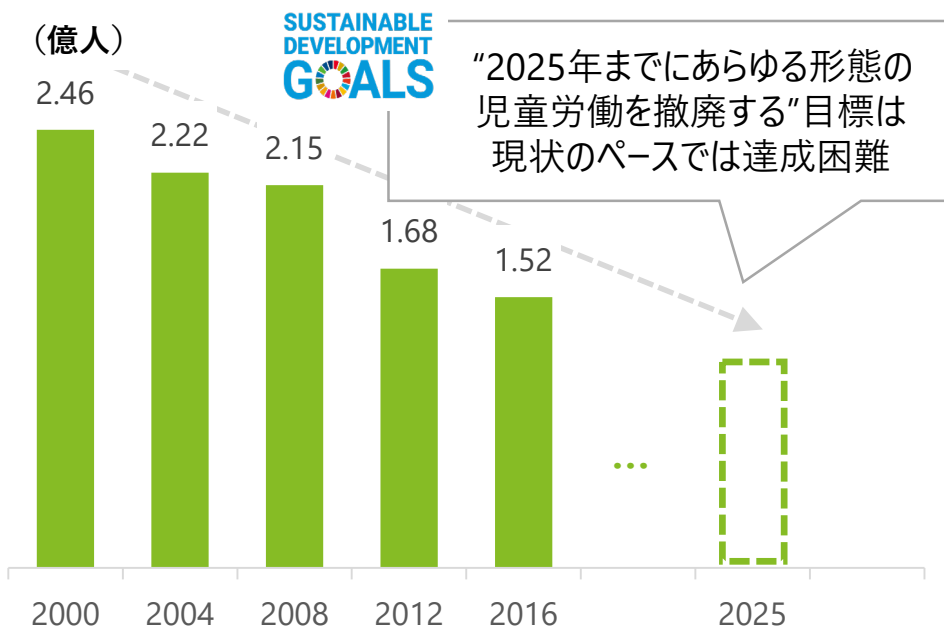
## 児童労働の定義



■ 廃絶すべき児童労働



世界の子ども10人に1人が児童労働に従事  
(1億5200万人・2016年)

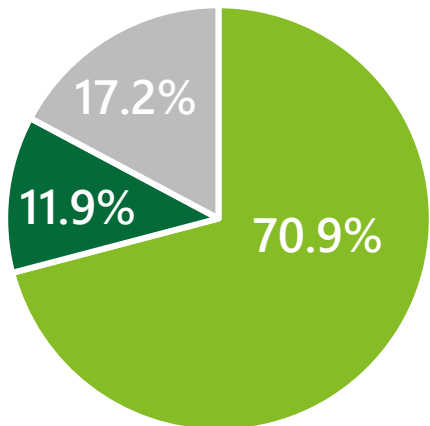


出所：ILO, “Global estimates of child labour : Results and trends, 2012-2016” など公開情報に基づき作成

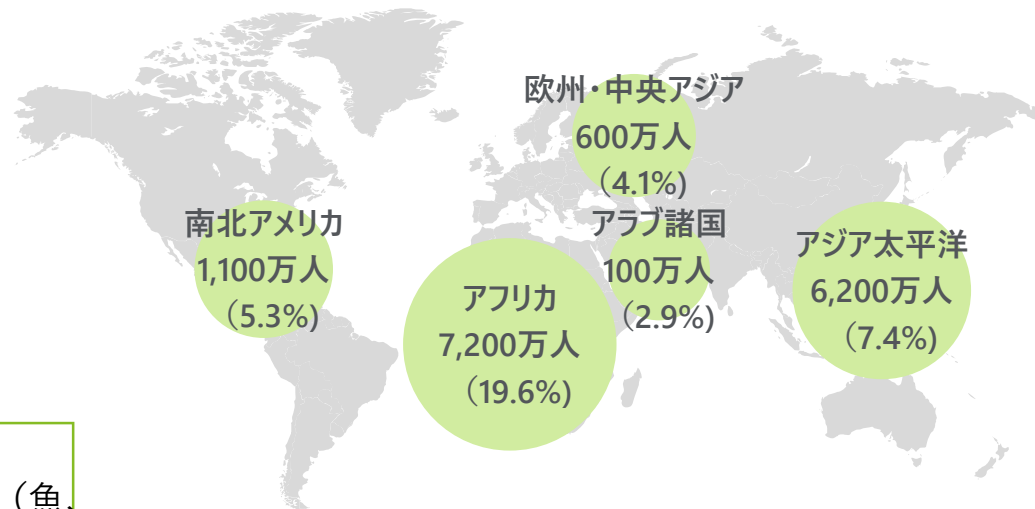
# 児童労働は、セクター別では主に農林水産業に集中して発生しており、地域別ではアフリカ地域と中央アジア地域で深刻化

## セクター別児童労働割合

- 農林水産業
- 工業
- サービス業



## 地域ごとの児童労働



### 農林水産業

農業（カカオ、コットン、コーヒー豆、サトウキビ、ゴム等）、漁業・水産養殖業（魚、エビ等）、林業、畜産業

### 工業

製造業（アパレル、レンガ、革等）、鉱業（金、銀、コバルト、石炭等）、建設業

### サービス業

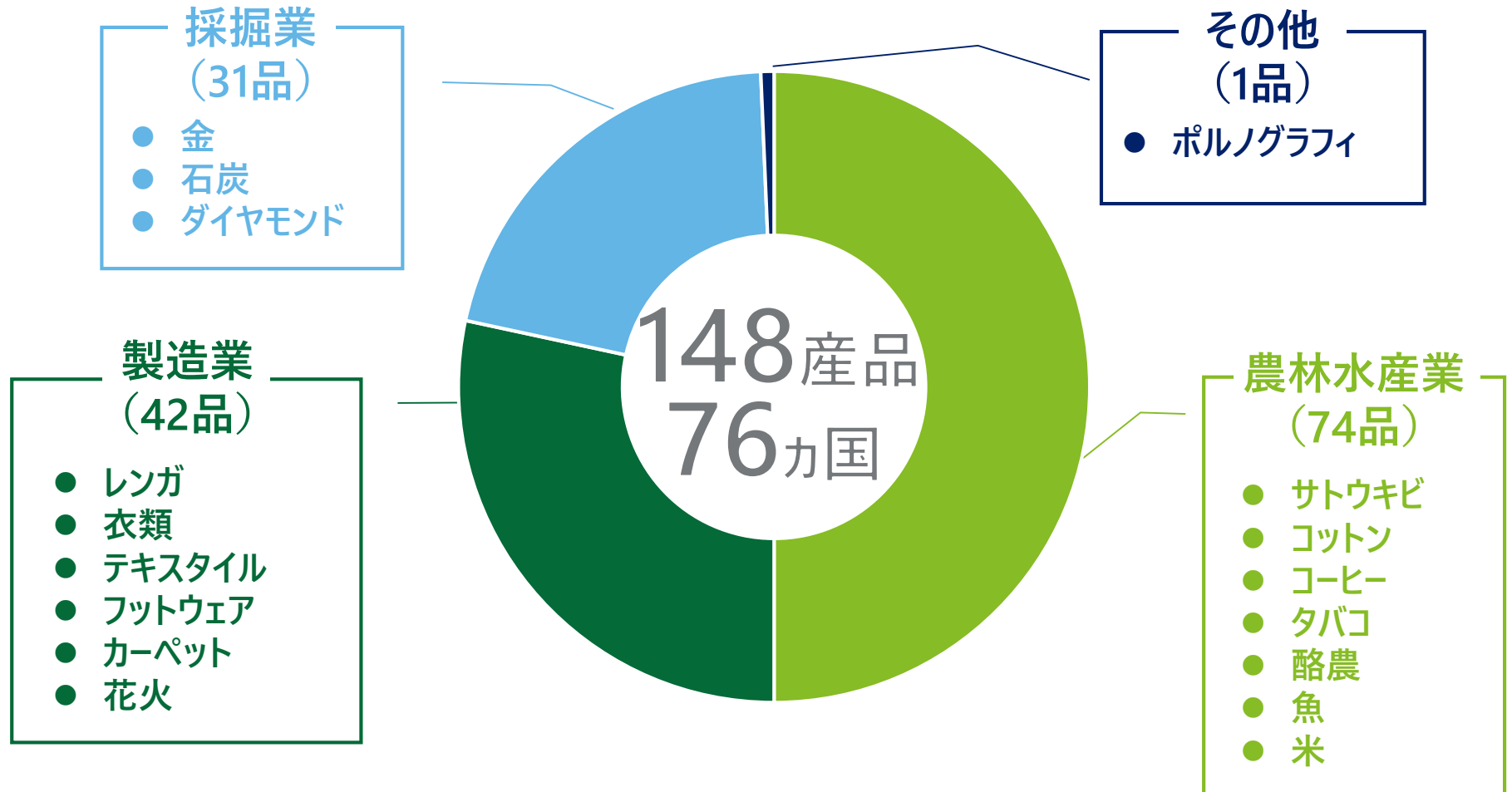
ホテルやレストラン、卸売・小売業、自動車の整備・修理、輸送業、家事労働等

アフリカ地域では  
子どもの約20%（5人に1人）が児童労働

# 世界では76か国で148産品において児童労働又は強制労働が発生

## 児童労働または強制労働により生産された産品数

※ボックス内、代表的な産品列挙



出所: United States Department of Labor (USDOL), "List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," 2018

# 児童労働が発生している産品は多岐に及び、多くの企業が関与

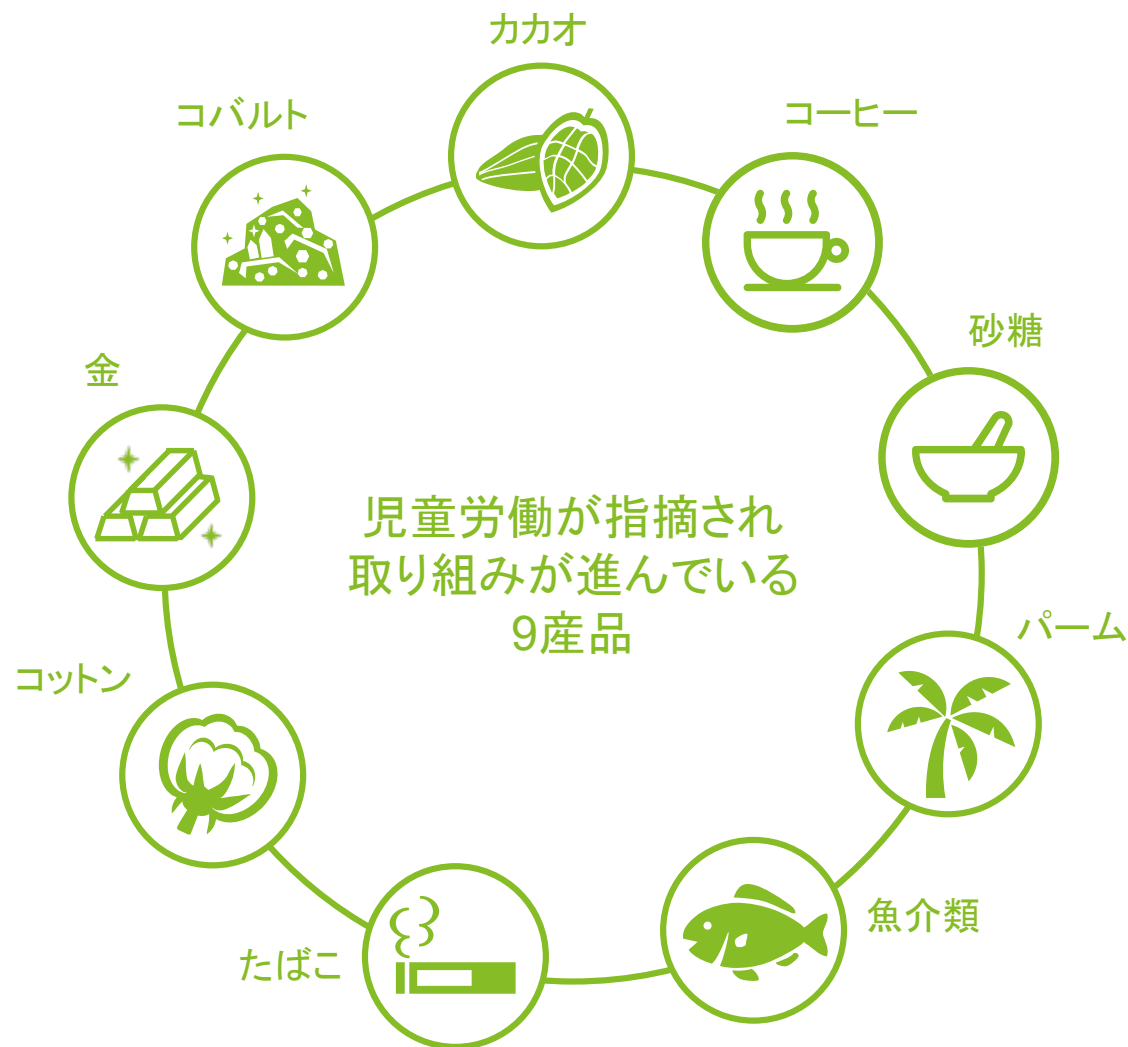
## 児童労働により生産されている産品一覧

亜鉛、麻、石、糸、イエルバ・マテ(嗜好料作物)、イチゴ、衣類、ウシ亜科、雲母(マイカ)、海老、エメラルド、オリーブ、織物 (ジュート)、織物 (手織)、貝、カート(嗜好料作物)、カーペット、鍵、家禽、家具、家具 (金属製)、火工品、花崗岩、花崗岩 (砕いたもの)、カシューナッツ、ガラス、ガラス製バングル、軽石、革、革製品・アクセサリー、柑橘類、玩具、絹糸、絹織物、キャッサバ(マニオック)、キャベツ、牛肉、キュウリ、金、クミン、クローブ、香、コーヒー、コカ(嗜好料作物)、穀物、ココア、ココナッツ、コショウ、琥珀、コバルト鉱 (ヘテロジエナイト)、胡麻、ゴム、米、サイザル魚、サッカーボール、サツマイモ、サトウキビ、サファイヤ、塩、ジャガイモ、砂利(碎石)、シルバー、手術器具、酒類、真鍮製品、錫、錫石、砂、石炭、石灰岩、石炭、石膏 (鉱物性)、繊維製品、装飾を施したテキスタイル、ダイヤモンド、竹、タバコ、タマネギ、タングステン鉱、タンザナイト、タンタル鉱石、畜牛、チーク材、茶、ティラピア (魚)、テンサイ(シュガービート)、電子機器、銅、豆果、唐辛子、陶磁器、トウモロコシ、トマト、トロナ (鉱物)、ナイルパーチ (魚)、茄子、肉、ニンジン、ニンニク、パーム油、パイナップル、花、花火、バナナ、バニラ、ピーナッツ、翡翠、羊、ビディ(手巻きたばこ)、干物、ファッションアクセサリー、豚、フットウェア、フットウェア (サンダル)、ブドウ、ブラジルナッツ/栗、ブルーベリー、ブロッコリー、ヘーゼルナッツ、宝石、蛍石 (鉱物)、ポピー、ポルノグラフィ、マッチ、豆、豆(インゲン(緑・黄)、大豆)、豆(インゲン豆)、メロン、綿、綿の実 (ハイブリッド)、木材、木炭、ヤギ、焼き菓子、ルビー、レタス、レンガ、レンガ (粘土)、ロブスター

出所: United States Department of Labor (USDOL), "List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," 2018

# 主要9産品における児童労働を詳細に解説

本白書1章で詳細解説している9産品



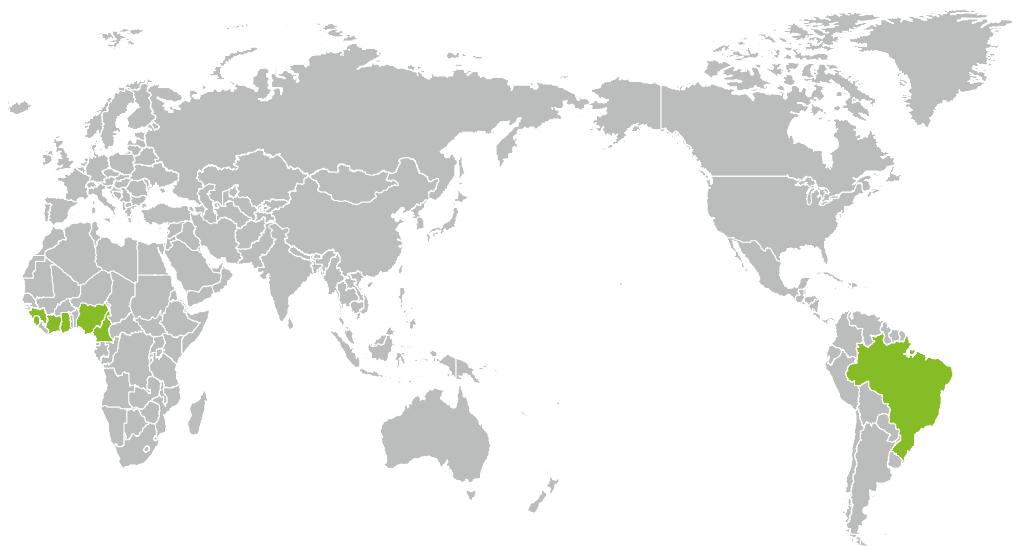
各産品について  
以下の4観点を解説

- A. 児童労働の発生地域
- B. 児童労働発生の背景
- C. 児童労働の概要・特徴
- D. 取り組みの変遷

# 各産品について児童労働の分布や背景、特徴、取組みの変遷を解説

## 例：カカオにおける児童労働の詳細（1/2）

### カカオ生産における児童労働の分布



アフリカ地域（カメルーン・コートジボワール・ガーナ・ギニア・ナイジェリア・シエラレオネ）、ブラジル

### 児童労働発生背景

- 市場価格の低さ
  - 市場価格の不安定さ
  - 小規模農家の多さ
- 等

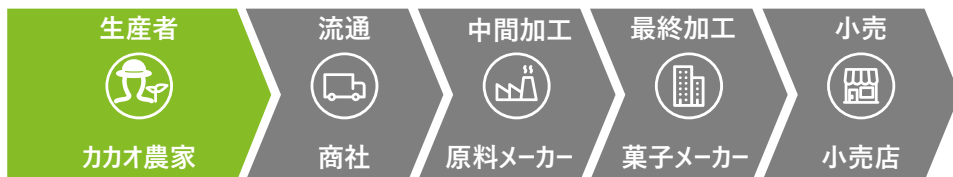
従来から消費国の価格交渉力の強さを背景に、カカオの国際市場価格は低くなる傾向にある。またカカオは天候などの影響による価格変動も大きく、例えば 2016 年～2017 年には、カカオ農地の拡大と良好な天候による豊作の結果、カカオ価格が約3割低下した。

このような価格の低さと不安定さに加え、特に西アフリカ地域では家族単位の小規模農家が大半を占めることなどから、各農家はカカオ生産のための労働者を雇うことができず、不足する労働力を児童労働によって補うケースが発生している

出所：United States Department of Labor (USDOL), "List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," 2018等公開情報に基づき作成

# 各産品について児童労働の分布や背景、特徴、取組みの変遷を解説

## 例：カカオにおける児童労働の詳細（2/2）



### 危険・有害性：

重量物運搬による筋骨格の損傷、長時間の日光曝露、切削工具による怪我、殺虫剤の使用・曝露による中毒や健康被害、カカオのさや落下による怪我など



2020年発表のシカゴ大学の報告書によると、カカオの世界二大生産国であるコートジボワールとガーナのカカオ生産地域農業世帯の5-17歳の子どもの45%（156万人）がカカオ生産関連の児童労働に従事している。そのうち危険有害労働に従事している割合は約95%（148万人）にも上る

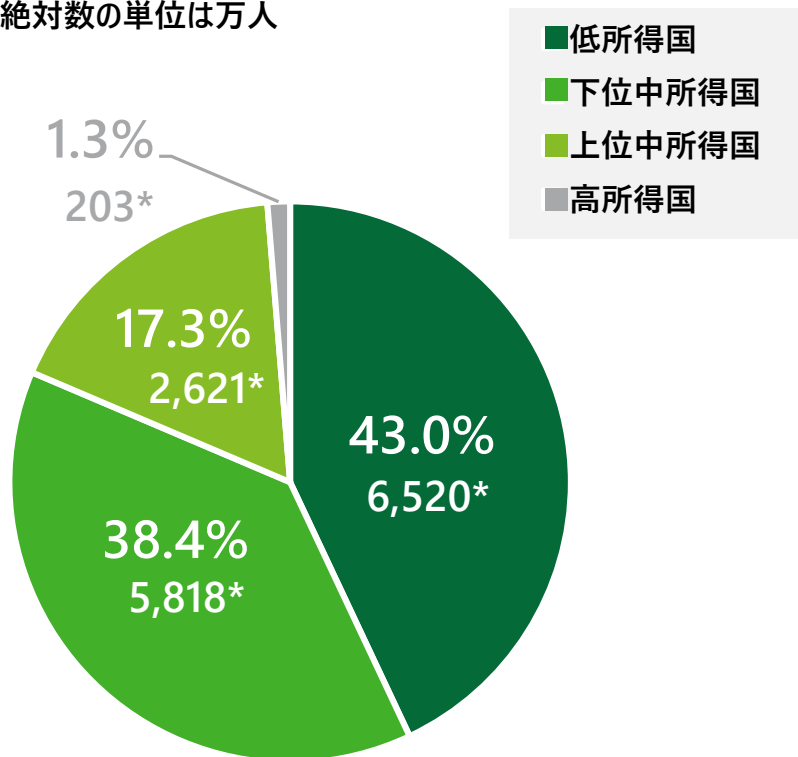
出所：NORC at the University of Chicago, "Assessing Progress in Reducing Child Labor in Cocoa Growing Areas of Côte d'Ivoire and Ghana," 2020.等公開情報に基づき作成

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

# 日本を含む高所得国内においても児童労働は存在し、その数は200 万人にも上る

## 児童労働の国カテゴリ別割合

\*絶対数の単位は万人



※1人あたり国民総所得 (GNP) 階層分類

- ・低所得国：1,045米ドル以下
- ・下位中所得国：1,046~4,125米ドル
- ・上位中所得国：4,126~1万2,735米ドル
- ・高所得国：1万2,736米ドル以上

出所：ILO, "Global estimates of child labour: Results and trends, 2012-2016" 等公開情報に基づき作成

## 日本国内における児童労働

年少者に関する労働基準法関連違反をした国内の事業所は、**226 力所** (2018年度)

違反事項	違反内容	件数	業界傾向
深夜業 (第61条)	就労禁止時間帯 (22時から翌日5時) での就労	104件	小売業と飲食店で最も多く発生
労働時間 (第32条)	1日8時間、1週間の合計労働時間40時間の超過	87件	小売業と飲食店で最も多く発生
就業制限 (62条)	危険有害労働での就労	23件	建設業が最も多く約8割を占め、次いで製造業にて発生
最低年齢 (56条)	満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了する前 (中学生未満) の就労	12件	映画・演劇業に最も多く、次いで小売業にて発生

出所：厚生労働省労働基準局、「平成30年 労働基準監督年報」に基づき作成



# 新型コロナウイルス感染拡大により、数百万人の子どもが児童労働リスクに晒され、児童労働者数の20年ぶりの増加傾向を国際機関が指摘

## 新型コロナウイルス感染拡大による児童労働増加の背景

新型コロナ感染  
予防政策の展開

個人消費の縮小

投資の縮小と  
生産活動の停滞

公共支出・国際援助  
の縮小

家計の 貧困化	経済活動の停滞による 収入減少・失業	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年第二四半期の世界の労働時間は10.5%減少</li> <li>極度の貧困状態（1日1.90ドル未満で生活）にある層は2019年と比較して、2020年には4000万～6000万人増加すると予測</li> <li>貧困率が1%上がるごとに、0.7%児童労働の発生リスクが上昇すると推計</li> </ul>
	社会保障の縮小	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界人口の約55%、約40億人が社会的保護を受けておらず、感染拡大下および収束後において脆弱度が深刻化すると予測</li> </ul>
	健康被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症により一家の大黒柱や年金受給者を失った家庭は、児童労働への家計の依存度が上昇</li> </ul>
監視力の 低下	移動制限・都市封鎖	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府、業界、市民社会（NPO/NGO）組織による労働現場への立ち入り監視の制限</li> </ul>
	学校閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大で190カ国以上が学校閉鎖措置を講じ、就学児童の90%以上にあたる約16億人の子どもに影響</li> </ul>
	インフォーマル経済の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界人口の60%がインフォーマル経済に従事しているとされ、特に途上国経済では児童労働との結びつきを指摘。パンデミックを受けて拡大すると予測</li> </ul>

出所：ILO, "COVID-19 and child labour: A time of crisis, a time to act"に基づき作成

## 第2章

# 児童労働撤廃に向けた 取り組み



# 各国際機関はルール形成、技術支援、調査、啓発等に取り組む

## 各国際機関による児童労働への取り組み

機関名	主な取り組み分野	主な取り組みの概要
国際労働機関 (ILO)	ルール形成、技術支援 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>1919年の設立当初より児童労働に関する国際基準策定を主導</li> <li>技術協力プログラム「児童労働撤廃国際計画 (IPEC)」を実施</li> </ul>
国際連合児童基金 (UNICEF)	調査、資金・技術支援 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童労働者に関する統計データベースを公開</li> <li>民間セクターとも連携しつつ技術協力プログラム実施</li> </ul>
経済協力開発機構 (OECD)	ルール形成 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>倫理的なサプライチェーン構築に関するデュー・デリジェンスガイダンスやセクター別手引書を策定</li> </ul>
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	啓発 (アドボカシー) 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>難民の子どもの児童労働撤廃に注力</li> <li>他の国際機関 (ILO、UNICEF等) と連携して主に難民の児童労働をターゲットとした戦略的フレームワークを開発</li> </ul>
国際移住機関 (IOM)	資金・技術支援 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>移民の子どもの児童労働撤廃に注力</li> <li>移民家族の収入改善等を目的とする技術支援プロジェクト実施</li> </ul>
国際連合開発計画 (UNDP)	資金・技術支援 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>貧困削減を通じた児童労働撤廃に注力</li> <li>他の国際機関 (ILO・UNICEF等) と連携して児童労働に対する技術支援プロジェクト実施</li> </ul>
国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)	啓発 (アドボカシー) 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の質とアクセス改善を通じた児童労働撤廃に注力</li> <li>教育における差別禁止条約に批准した加盟国へのモニタリング等を実施</li> </ul>
国際連合食糧農業機関 (FAO)	資金・技術支援 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業政策や技術支援などを通じた児童労働撤廃に注力</li> <li>ILOなどと連携して児童労働に対する共同プログラムを実施</li> </ul>

# 日本政府は欧米豪と比較して児童労働に関する取組みに大きく出遅れ

## 各国政府の児童労働に関する取組み状況

	児童労働に関する取組み分類					調査
	開発援助	貿易・政府調達		国内法整備		
	資金・技術支援	通商政策	公共調達方針	労働者保護法	サプライチェーン管理法	
米国	○	○	○	○	○	○
EU	○	○	○	○	— <sup>*3</sup>	—
イギリス	○	○	○	○	○	○
ドイツ	○	○	○	○	— <sup>*4</sup>	—
フランス	○	○	○	○	○	—
オランダ	○	○	○	○	○	—
オーストラリア	○	— <sup>*1</sup>	— <sup>*2</sup>	○	○	—
日本	○	— <sup>*1</sup>	—	○	—	—

\*1 : FTAやTPPの中でILO条約の批准と履行を求めているものの、強制力が充分でないとみなした。

\*2 : 適応範囲限定的な方針のみ存在。 \*3 : 2020年8月現在 ドラフト中。 \*4 : 2020年8月現在 ドラフト中。

出所：各種公開情報に基づき作成

# NPOは調査、啓発、政策提言、技術支援、認証、企業支援等に取り組む

## NPO・NGO等による児童労働に関する取り組みの類型

類型	各類型の概要
調査・研究	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定分野における調査・研究の実施と情報公開</li></ul>
啓発・教育	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 教材提供やセミナー開催などを通じた市民への教育・啓発活動の実施</li></ul>
政策提言	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 政府機関との対話や署名活動などを通じた政策提言の実施</li></ul>
資金・技術支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 資金や物資の提供、支援地のキャパシティ・ビルディングなども含む技術支援プロジェクトの実施</li></ul>
認証・監査	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 企業サプライチェーンにおける人権保護に関する第三者監査の実施や認証の提供</li></ul>
企業支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 企業のサプライチェーン管理や児童労働撤廃に向けた取り組みへのアドバイス提供</li></ul>

## 第3章

# ビジネスと児童労働









# 国連指導原則（2011）の採択以降、ビジネスと人権に関する国際フレームワークが発展、欧米を中心に国内法・ガイドラインの整備が進展

## ビジネスと人権に関する国際ルール形成の潮流



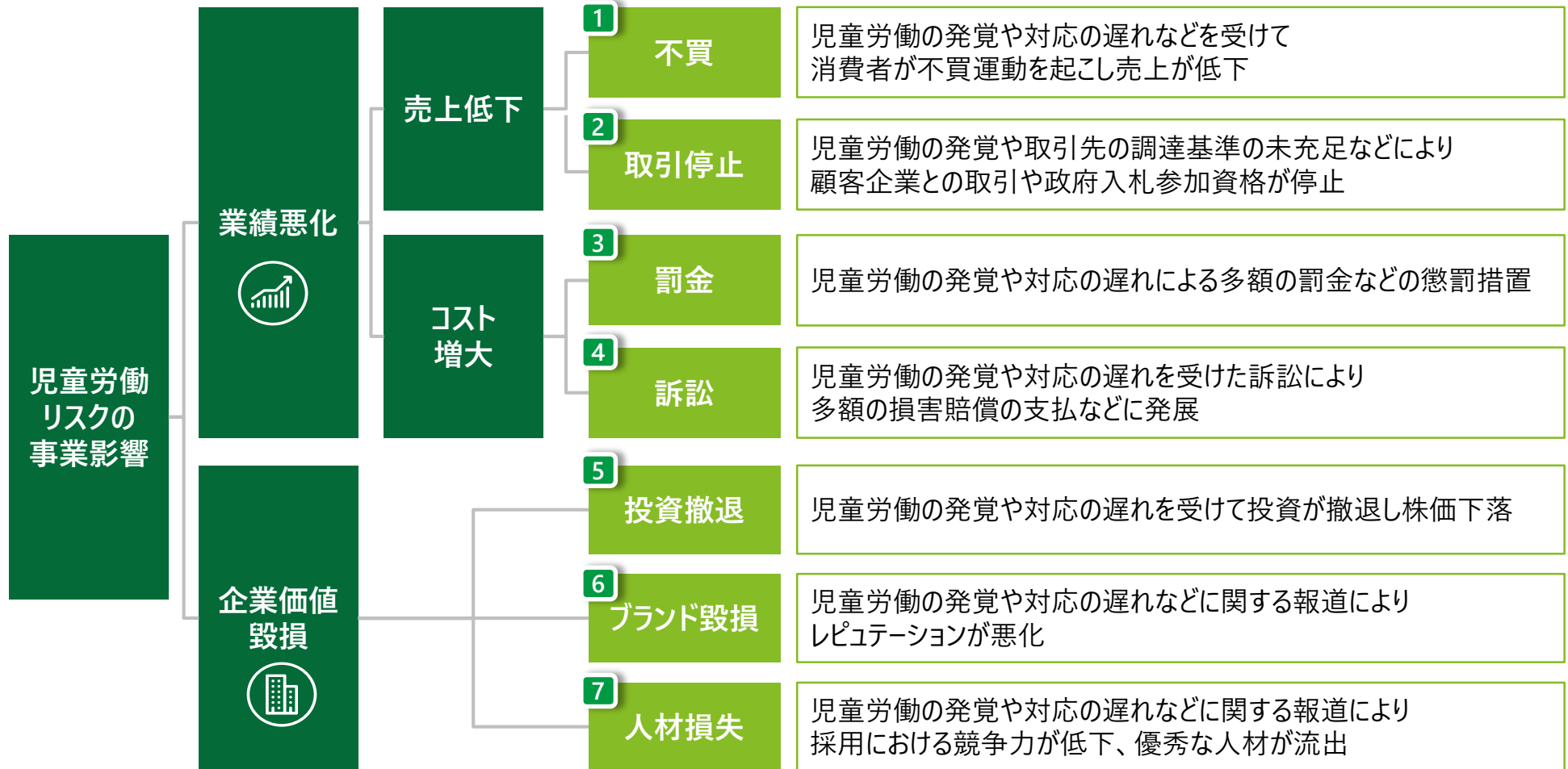
## 各国における人権デューデリジェンス法などの導入

採択年	国名	法令名
2012年	 アメリカ	・カリフォルニア州サプライチェーン透明法
2014年	 EU	・非財務情報開示指令
2015年	 英国	・現代奴隷法
2017年	 フランス	・人権デュー・デリジェンス法
2019年	 オーストラリア	・現代奴隷法
	 オランダ	・児童労働人権デュー・デリジェンス法

出所：各種公開情報に基づき作成

# 自社サプライチェーンにおける児童労働の発覚は、ビジネスの業績や企業価値に負の影響をもたらす

## 児童労働リスクが企業活動へ与える負の影響の種類

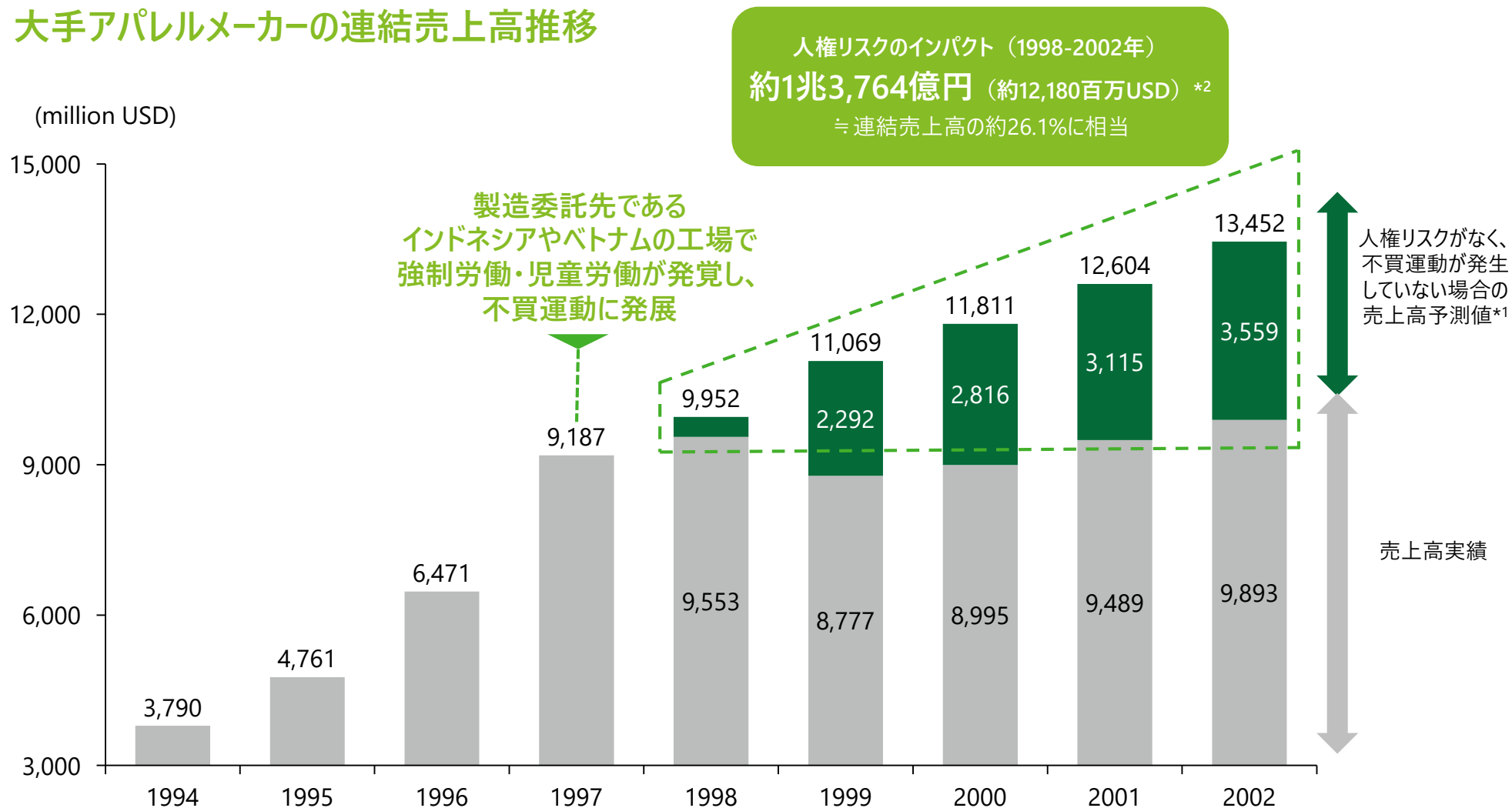


出所：各種公開情報に基づき作成



# 児童労働発覚により発生した不買運動で、大手アパレルメーカーが失った売上高は5年間で1.3兆円以上にのぼり、連結売上高の約26%に相当

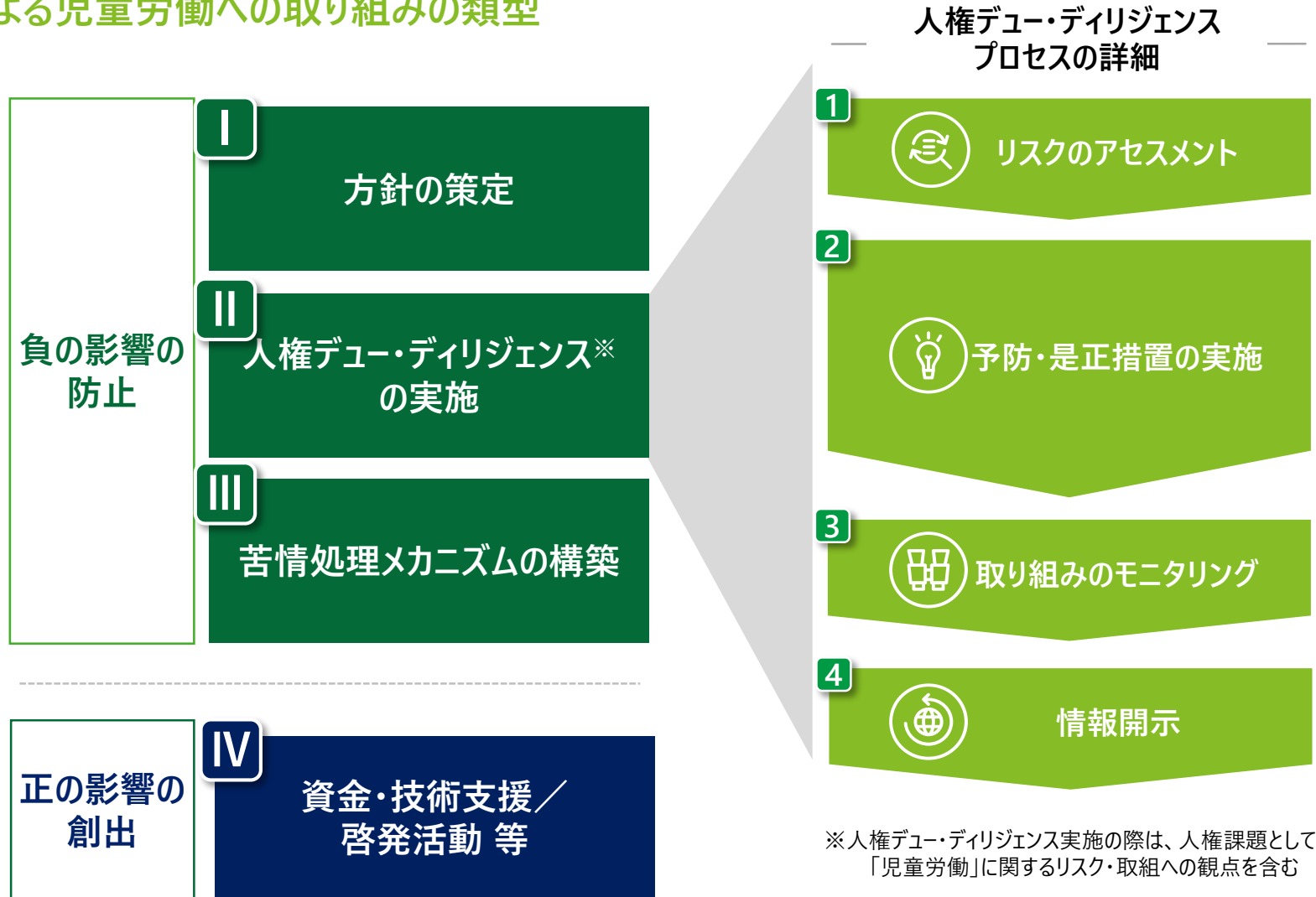
## 大手アパレルメーカーの連結売上高推移



\*1: 1USD=113円（2017年2月現在）で算出  
 出所：関連各社の財務諸表を基に、Deloitteによる分析

# ビジネスによる児童労働撤廃への取り組みは、負の影響の防止・軽減と児童労働撤廃に貢献する正の影響の創出に分類される

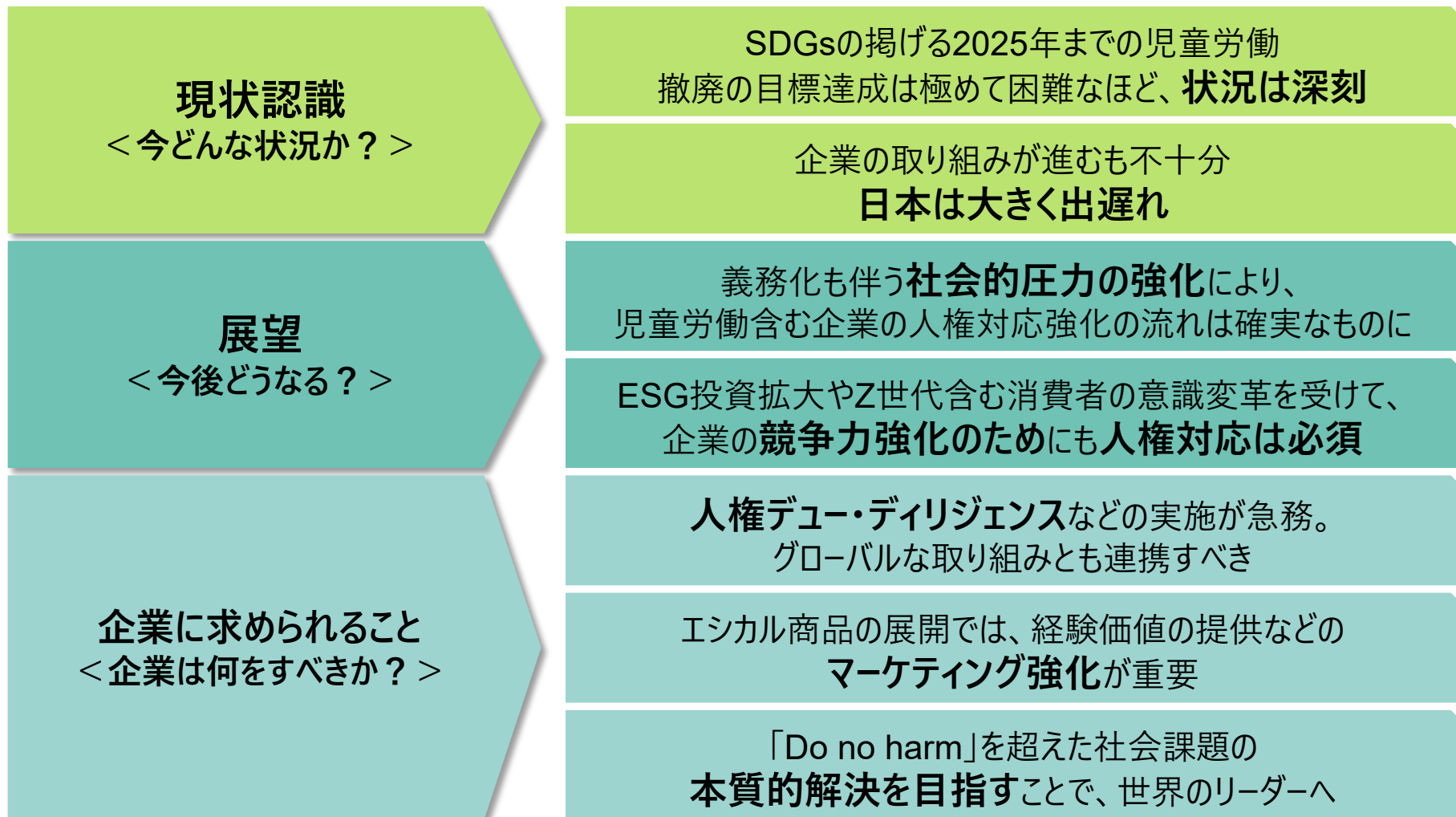
## 企業による児童労働への取り組みの類型



出所： UNGPs、ILO「ビジネスのための児童労働手引き」等に基づき作成

# 日本企業は人権対応を迫る世界的な潮流を理解し、 人権デュー・ディリジェンスやエシカル商品の展開含む取組みを進めるべき

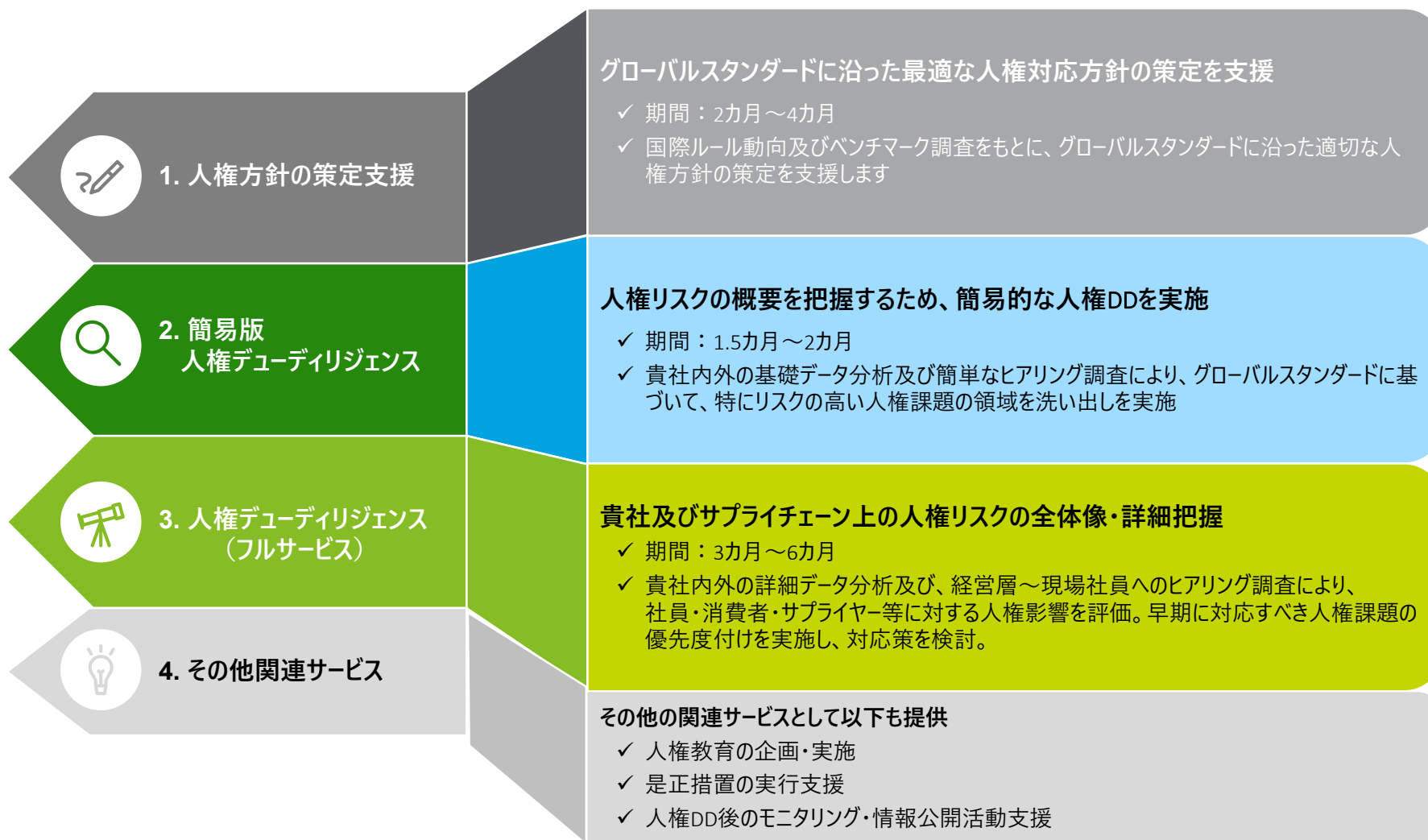
## ビジネスと児童労働に関する課題と展望



さいごに

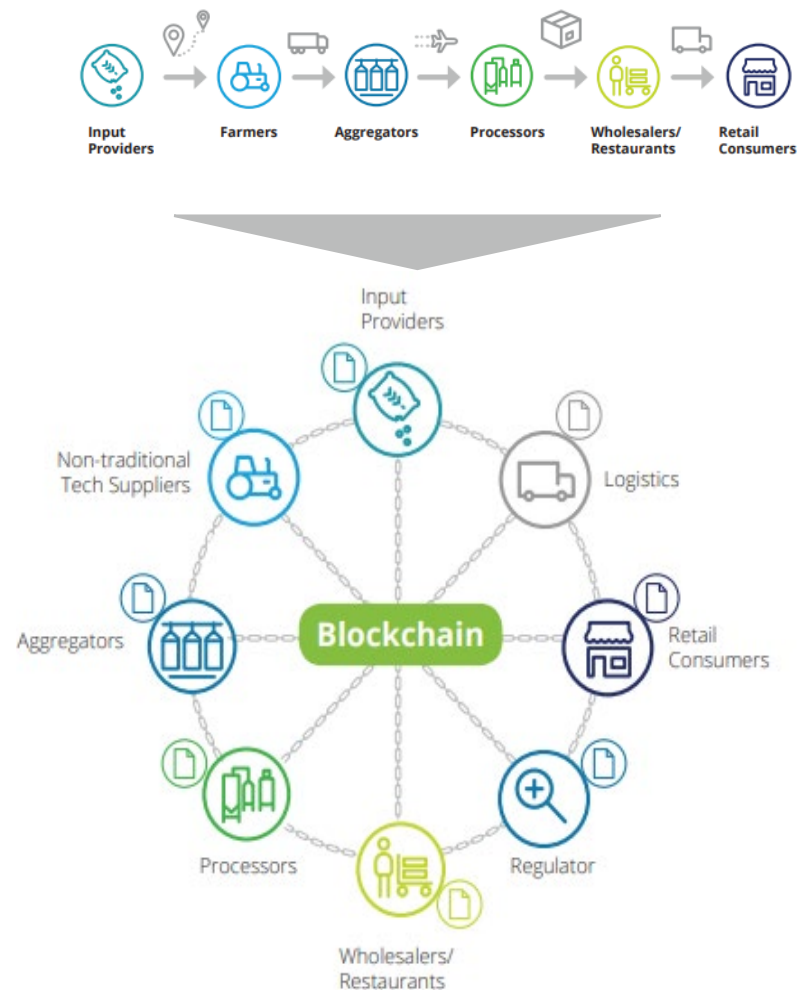
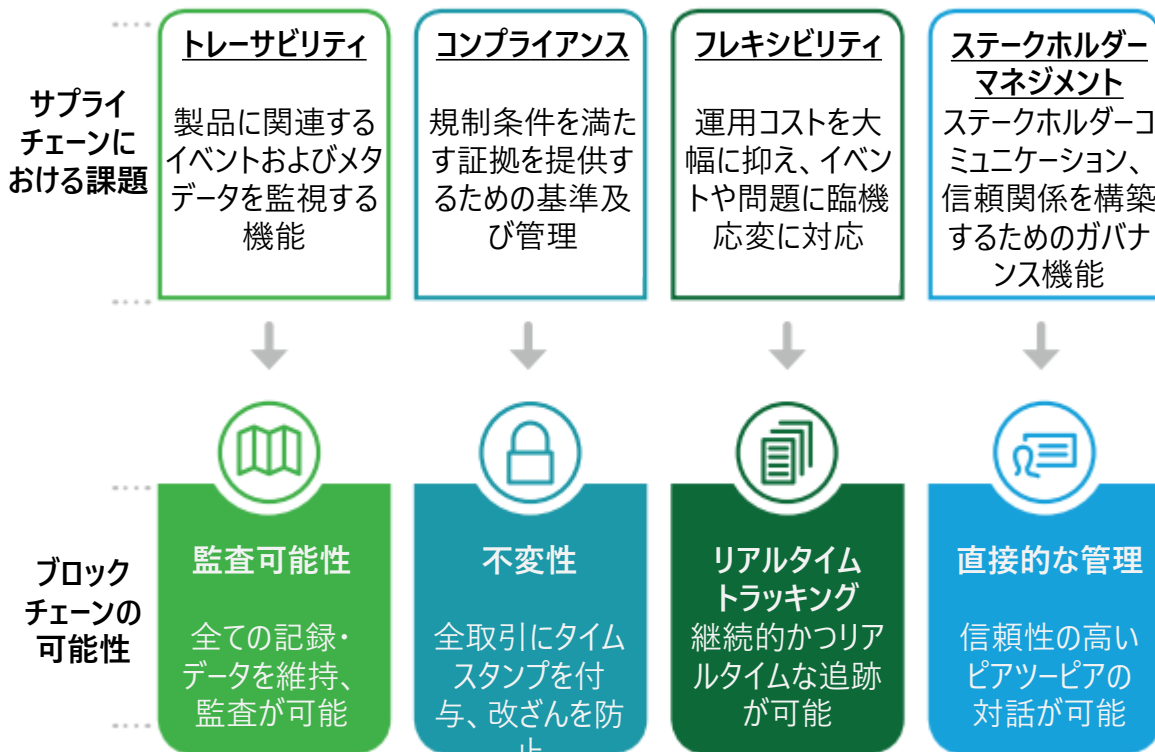
# Deloitteは、人権対応に関するプロフェッショナルサービスを提供

## 人権デューディリジェンス関連サービス



# Deloitteは、ブロックチェーンによるサプライチェーンマネジメントサービスを提供

## サプライチェーンマネジメントにおけるブロックチェーンの可能性



# 【事例】ブロックチェーンによる、責任ある鉱物サプライチェーンマネジメント

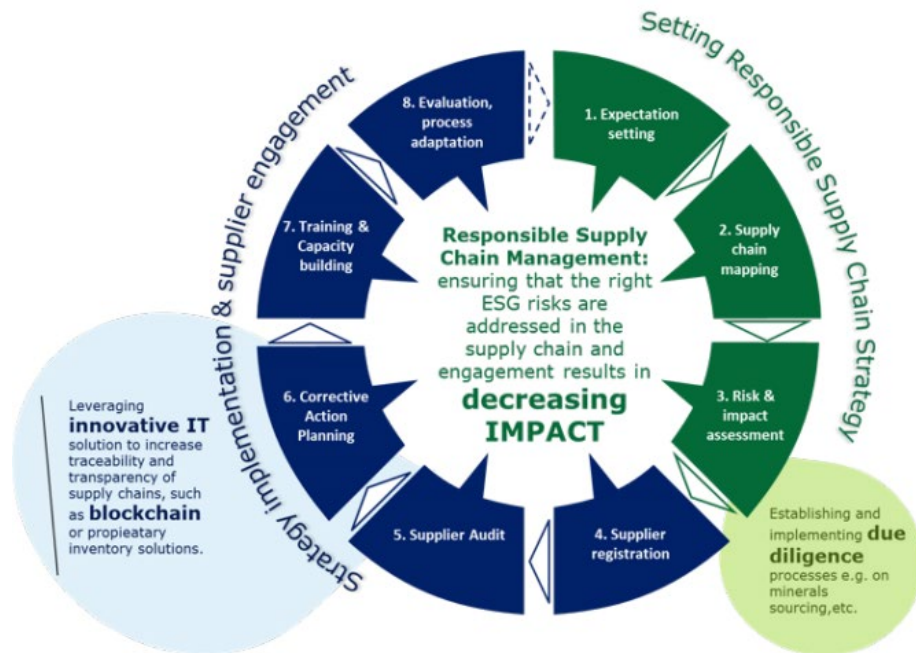
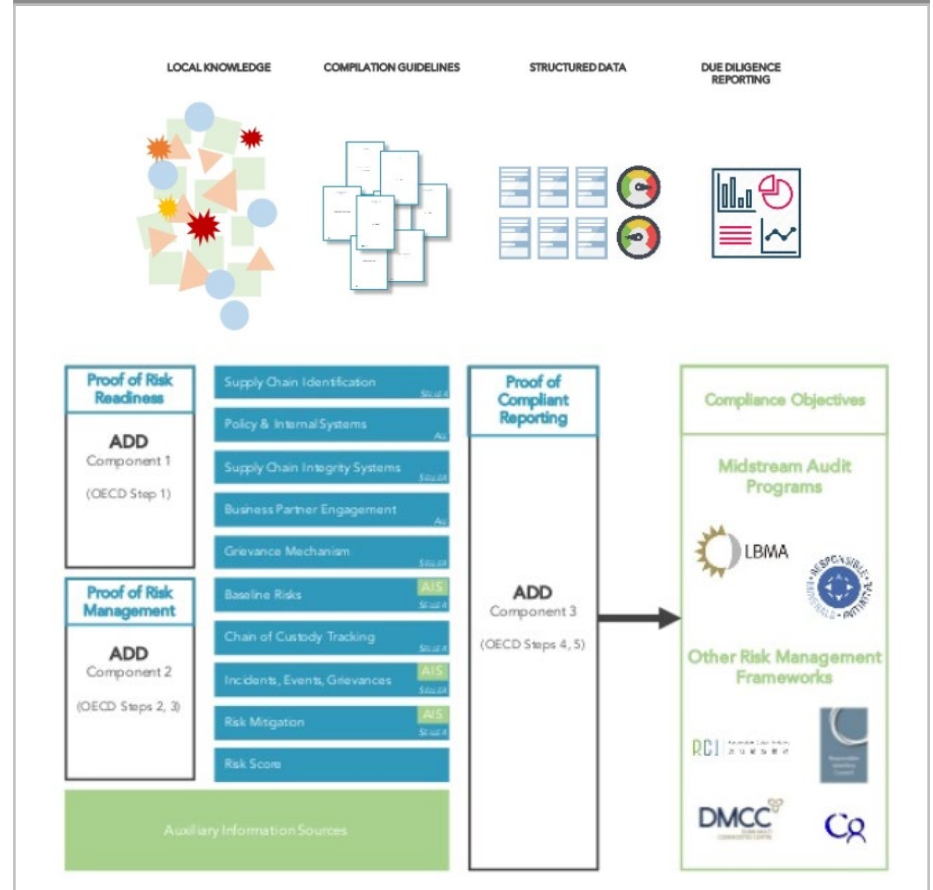
## Deloitteのブロックチェーンによるサプライチェーンマネジメント

- サプライチェーンの透明化とアカウントビリティにフォーカスしたテクノロジーソリューションを提供

- ソーシャルベンチャーBetterChainと連携し、責任ある鉱物サプライチェーン管理に向けたデータを収集、分析







### Supply Chain Autonomous Due Diligence (ADD)



# 人権サービスにおける弊社の強み

## Deloitteの強み

<p><b>Audit</b></p> <p>監査法人としての 確固な調査力</p>	<p>Deloitteは、Audit部門である監査法人トーマツとして、抜け目のない調査力をもってクライアントにサービスを提供いたします。その知見とノウハウをもって企業のサプライチェーンにおける人権リスク特定、人権リスク分析・評価、人権リスク解決に向けたポリシー策定、管理体制の構築、独立監査、情報開示等のプロセスを全面的にご支援いたします。</p>	
<p><b>Consulting</b></p> <p>コンサルティング の戦略立案力</p>	<p>Deloitteは、経営コンサルティング部門であるデロイト・トーマツ・コンサルティングの知見を通じ、確固な戦略立案力をもってクライアントにサービスを提供いたします。人権対応をレバレッジとした事業戦略立案をはじめとした人権ポリシー策定・実行支援、人権デューデリジェンス（DD）等のサービスを通じてクライアントの課題解決に向けてご支援をいたします。</p>	
<p><b>Conflict Minerals</b></p> <p>紛争鉱物DDで培った サプライチェーン の知識</p>	<p>Deloitteでは、Globalで紛争鉱物DDサービスを提供しており、サプライチェーン、SECレポート、及びリスクマネジメントについて広範な経験を持ったプロフェSSIONALが存在しております。紛争鉱物についての最新ルールを常に把握しているメンバーによる、多様性のあるチームでクライアントにサービスを提供しています。</p>	
<p><b>Global Network</b></p> <p>Deloitte Global と国連との連携</p>	<p>Deloitteは世界中の150カ国にメンバーファームのネットワークを有しており、そのグローバルなリーチから豊富な知見・ノウハウを引き出すことが可能です。また、国連グローバル・コンパクト加盟企業として人権に関する国際的動向を把握、加えネットワークを通じて地域・国レベルでの動向も把握しています。国際機関や地域分析に豊富な経験を持つメンバーにより、人権尊重による企業価値の向上に向けたご支援を提供します。</p>	



# 企業が自社の人権リスクへの取組状況を把握するための調査を実施中 年に1度、フィードバックレポートを送付します

## 企業の人権への取組状況に関する調査（実施中）



**ナレッジ**  
企業の人権への取組状況に関する調査

Facebook Twitter LinkedIn Email icons

企業が新興国・途上国を含めグローバルに活動を展開し、サプライチェーンが複雑化する昨今、企業が直面する人権リスクは日に日に拡大しています。仮に自社の海外子会社や取引のあるサプライヤー企業にて人権侵害が発覚すれば、罰金や補償金によるコストの増加、ステークホルダーとの重要な関係の毀損に留まらず、不買運動により事業継続の危機をもたらすこともあります。

**Page 1 - 2**  
「企業の人権に関するアンケート」

1. 「人権」について、企業での対応項目として以下が挙げられますが、あなたの所属企業において対応済み、もしくは対応\*を検討している項目があればすべて選択してください。（以降の質問では、すべてあなたの所属企業についてお答えください。）

- 公正かつ良好な労働条件の保障（労働時間、賃金など）
- 公正かつ良好な労働環境の保障（安全、衛生など）
- 結社の自由、団体交渉権
- 児童労働、強制労働、債務労働、人身取引の禁止
- マイノリティ（女性、障がい者、外国人、LGBT、非正規労働者など）の人権保護
- 差別の禁止と機会均等（ハラスメントを含む）
- 出産・育児及び介護の支援
- 消費者、顧客の人権の保護
- 地域住民の人権の保護
- 人権推進のための活動（社会貢献活動含む）
- 個人情報の保護
- その他（以下に具体的に記入してください。）
- 対応済み・対応検討中のものは無し／わからない\*\*

\*対応企業方針などの社外向け資料等で普及、社内向け資料等で普及、社内検討中である場合のすべてを対象とします。

\*\*「対応済み・対応検討中のものは無し／わからない」を選択した場合、他の項目を選択しないください。



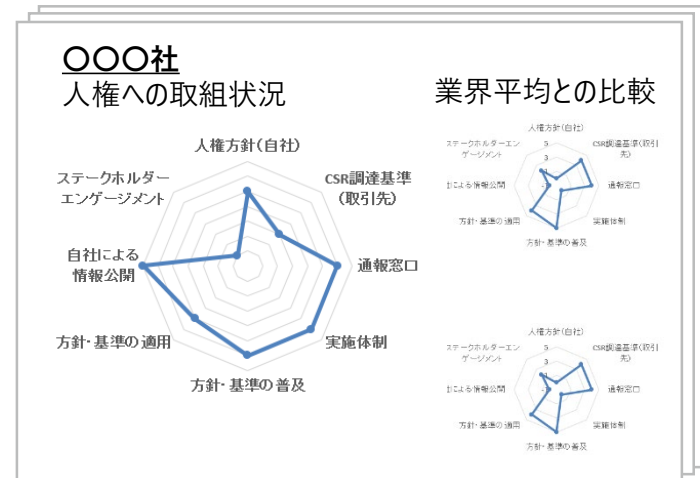
2. たは企業方針、経営管理、という企業のコミット

- 明文化していない（1年以内に明文化することも検討していない）
- 1年以内に明文化することを検討中
- 明文化している
- わからない

### 【調査概要】

- 時期：2019年1月開始
- 対象者：上場・未上場企業のCSR担当者またはそれに該当する部署の方
- 調査主体：弊社・国内人権NGO

- 日本企業の人権への取組状況を把握するため、取組状況を8軸でスコア化
  1. 人権方針（自社）
  2. CSR調達基準（取引先）
  3. 通報窓口
  4. 実施体制
  5. 方針・基準の普及
  6. 方針・基準の適用
  7. 自社による情報公開
  8. ステークホルダーエンゲージメント
- 各社の業界平均との比較が可能（回答企業には取組状況に関するレポートを送付）



<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/strategy/articles/cbs/survey-human-rights.html>

# 「サプライチェーンにおける児童労働の廃絶」をテーマとしたコミック 「Fair and Beyond」を作成

## 対外発信コミック 「Fair and Beyond」



<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/about-deloitte/articles/dtc/fair-and-beyond.html>

価格は流通のことを学ぶため、この街にやってきた。

だが街にまいるとき、産物に惹かれたのはその不自然さだった。

「ドリー」と呼ばれる機械が街のあちこちでお菓子を売り、街と農村の間には巨大な壁があった。

あれが「作る」と「買う」のあいだにあるルールのひとつ  
**税関さ**

—遊ぶ、学ぶ、笑う。そんなあたりまえを、世界の子どもたちに—  
**今、世界では1億5,200万人の子ども(世界の子どもの10人に1人)が児童労働に従事している**  
世界における児童労働の現状

児童労働とは、  
・18歳未満の児童が労働に就く労働  
・18歳未満の児童が労働に従事する労働

児童労働の根絶  
・児童が労働に従事しない  
・児童が労働に従事する労働に従事しない  
・児童が労働に従事する労働に従事しない

児童労働が発生している製品・サービスなど(例)

・お茶	・果物	・縫製	・路上での物売り
・ココア	・ココナツ	・ココナツ	・児童労働に従事する労働に従事する労働
・ココナツ	・ココナツ	・ココナツ	・児童労働に従事する労働に従事する労働

Deloitte  
2020.10.15

ガーナでの制度作りを出発点として、今後3つのステップで世界のルールを変え、児童労働を撤廃する仕組みを構築

世界のルールを変える3つのステップ

「良いもの」の定義をつくり (Definition) → 普及させ (Standardization) → 「経済合理性」を与える (Preferential Treatment)

CLFZ製品のWTO関税協定

CLFZの国際規格化や国際条約化

ガーナにおけるCLFZ認定制度の確立

CLFZに関するWTO関税協定 締結された国は、児童労働による輸入品量の増大を促進する

CLFZに賛同する国はCLFZを設立し、世界中にCLFZを普及させる

児童労働しないほうが「儲かる」好循環の実現

NPO法人ACEと協働して、ガーナにおいてCLFZ認定制度を確立し、ガーナ国内にCLFZを多数設立

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

ご清聴ありがとうございました

連絡先

[socialimpact@tohmatu.co.jp](mailto:socialimpact@tohmatu.co.jp)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバー ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバー ファームや関係法人のグローバル ネットワーク（総称して“デロイト ネットワーク”）を通じ Fortune Global 500®の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

